

会

議

午前10時 0分開議

議長（大黒孝行君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 諸般の報告

議長（大黒孝行君） ここで報告の件がございます。

今定例会中の9月16日、伊豆漁業協同組合代表理事組合長より、燃油税制にかかる特例措置に関する国への意見書の提出を求める要請書の提出がありましたので、その写しを配付してありますのでご覧ください。

#### 報第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 日程により、報第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第1号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（藤井睦郎君） それでは、水道事業会計の専決補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の、水色の水道事業会計専決補正予算書のご用意をお願いいたします。

議案件名簿の14ページをお開きください。

報第8号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専第5号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

専決の日は平成23年8月2日でございます。

予算補正の理由でございますが、この専決補正後、平成23年度公的資金補償金免除繰上償還の承認が8月5日にあり、これによる公営企業借換債の同意を得るには、9月20日借り換え実施日までに適切な予算措置を講じることがその要件となるため、これに係る補正をした

ものでございます。

この繰上償還対象債は、公営企業債で、利率5.5%から6%の借り入れ分が対象となるものです。

本補正は、第5次水道拡張事業のため平成3年度に公営企業金融公庫より借り入れした、利率5.65%、9,760万円の未償還元金5,096万8,659円を繰上償還して、借換債5,090万円を、見込み利率3.0%で借り入れする予算となっております。これにより、借りかえ前の未払い利息から借りかえ後の支払利息を差し引きますと、将来軽減額は約677万円となるものでございます。

それでは、水色の予算書1ページをお開きください。

補正第1号の主な内容ですが、収益的支出におきましては、繰上償還に伴う支払利息の減額でございます。

資本的収入及び支出におきましては、収入で、繰上償還に係る借換債による企業債の増額、支出で、繰上償還に係る企業債償還金の増額でございます。

まず、第1条でございますが、平成23年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるものでございます。

第2条は、予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、第1款水道事業費用を67万7,000円減額し6億7,709万9,000円とするもので、その内訳としたしまして、第2項営業外費用を67万7,000円減額し、1億2,405万円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中「不足する額3億2,214万4,000円」を「不足する額3億2,249万8,000円」に、「減債積立金8,392万8,000円」を「減債積立金8,428万2,000円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入を5,090万円増額し2億4,390万2,000円とするもので、その内訳としたしまして、第1項企業債を5,090万円増額し、2億4,060万円とするものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を5,125万4,000円増額し、5億6,640万円とするもので、その内訳としたしまして、第2項企業債償還金を5,125万4,000円増額し、2億3,821万円とするものでございます。

第4条は、企業債で、予算第6条を次のとおり追加補正するものとしたしまして、1、起債の目的、上水道事業(借換債)、2、限度額5,090万円、3、起債の方法、証書借り入れ、

4、利率、4.0%以内、5、償還の方法、借入先の融通条件に従う。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債に借りかえすることができるを追加するものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的支出でございます。

1款水道事業費は、67万7,000円減額し、6億7,709万9,000円とするものでございます。

2項営業外費用は、67万7,000円減額し、1億2,405万円とするもので、内訳といたしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費67万7,000円の減額は、繰上償還に伴う支払利息の減額でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

収入の部、1款資本的収入は5,090万円増額し、2億4,390万2,000円とするものでございます。

1項企業債は、平成23年度補償金免除繰上償還に係る借換債5,090万円を増額し、2億4,060万円とするものでございます。

支出の部、1款資本的支出は、5,125万4,000円を増額し、5億6,640万円とするものでございます。

2項企業債償還金は、5,125万4,000円増額し2億3,821万円とするもので、その内訳といたしまして、繰上償還分5,096万9,000円を増額し、繰上償還に伴う平成23年度分元金償還237万円を減額し、借りかえに伴う平成23年度分元金償還265万5,000円を増額して、1目企業債償還金を5,125万4,000円増額し、2億3,821万円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は、5,090万円増額し11億7,751万円とするものでございます。

支払資金は、5,057万7,000円増額し10億1,773万6,000円とするものでございます。

この結果、資金残高は1億5,977万4,000円を予定するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

平成23年度当初予定貸借対照表に補正第1号の予定額を増減したもので、6ページ末尾に記載してありますように、資産合計は65億6,718万4,000円となるものでございます。

7 ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は65億6,718万4,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

8 ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1 の営業収益 7 億1,279万6,000円から、2 の営業費用 5 億3,463万6,000円を差し引きますと、営業利益は 1 億7,816万円となるものでございます。

次に、3、営業外収益561万4,000円から4、営業外費用 1 億1,308万6,000円を差し引きますと、マイナス 1 億747万2,000円となり、この結果、経常利益は7,068万8,000円で、これに5 の特別利益1,000円を加え、6 の特別損失500万円と7 の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益6,168万9,000円を予定しているものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第 8 号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第 5 号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3 番。

3 番（伊藤英雄君） 公営企業会計がいつ聞いてもよくわからないので教えてほしいんですが、まず、最初の67万7,000円というのは借りかえをやって、今年度の支払利息が減りますと、そういうことだと思っんですね。これが、例えば8 ページの4、支払利息及び1億1,218万5,000円、これは67万7,000円の利息が減ったからこうなると、ここは非常に簡単にわかりました。

それから、資金的収入で言えば、借換債で新たに借りかえを起こしたから、増えた借金5,090万円、これは7 ページの4、借入資本金の中の企業債31億9,629万7,000円に増えましたということではわかるんだけど、資金的支出の企業債償還金5,125万4,000円が増えましたというのだけれども、これは實際上、貸借対照表上のどこに該当してくるんですか。

それから、理屈として、借りかえをやったから、新たな借り入れを起こしたから、借り入れした金が増えたというのはわかるんだけど、同時に返した金があるわけだから、返した金は減額になるんじゃないかと思っんだけど、そこのところはどのような表記になっているのか。

議長（大黒孝行君） 上下水道課長。

上下水道課長（藤井睦郎君） 5,090万円の話の中で、5,125万円の金額について、この貸借対照表でどのように表現されているかということによろしいかと思うんですけども、今、伊藤議員おっしゃったとおり、企業債のところの金額の表示が31億9,629万7,000円と書いてあります。これが今回補正になる額でございます。その前、当初予算のときの貸借対照表のこの企業債の額が31億9,665万1,000円だったわけです。それで、今のその金額とここに出ている金額を引きますと、マイナス35万4,000円になります。そのマイナス35万4,000円は、この5,090万円を借り入れて、今度は5,125万4,000円支出しますので、その差額として35万4,000円減になった分がこの企業債の減として表示されているというふうにとらえていただければと思います。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

〔「よくわかんないんだけども……」と呼ぶ者あり〕

上下水道課長（藤井睦郎君） まず、この5,125万4,000円というこの返した額のお話、お尋ねがもう一つあったかと思えます。

この5,125万円のことにつきましては、ちょっとご説明申し上げましたけれども、まず、これ平成3年に借りたもので、あと7年と1回分残っているわけです。その返さなければならぬ元金の額が5,096万9,000円ありまして、これを平成23年度には、その元金分の償還をしなければならぬわけでございます。それが当初予算に265万5,000円用意してありました。その分を用意してあったんですけども、今度は借り上げ償還をすることによって、そしてまた借りかえをすることによって、今度は5,090万円を借りることによって元金の償還分をしなければならぬという、それが237万円になります。この分を今度減ということになりますので、それを差し引きますと、5,125万4,000円を支出しなければならぬという予算になっているものでございます。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） ピンクの補正予算の概要のほうが何かわかりやすそうなんですけれども、このピンクの中の2番、資本金収入及び支出、ここの支出の部の右側のところに、今お話しした数字が書いてあるんですけども、これを見ると、まず5,090万円は借りかえのほうで借りたということでもいいわけですね。今度は、返した金が繰上償還分で5,096万9,000円を返したと、減らしたと。今度繰上償還に伴う減分と借りかえに伴う増分、これの意味をち

よっと教えてもらえますか。

議長（大黒孝行君） 上下水道課長。

上下水道課長（藤井睦郎君） この表示の中で、これ、まとめて残りの分を全部返します。この額が5,096万9,000円でございます。返してしまうので、当年度の予算として用意しておいたこの分の元金償還分237万円は、もう要らなくなるわけですね、全部返すから。だもので、ここで減額の数字が出ているわけでございます。

しかし、5,090万円今度は借りるわけです。それで借りるに当たって、本年度23年度分の元金を本来支出して出さなければならないという額が265万5,000円になるわけでございます。この備考の付記の説明を差し引きますと、この5,125万4,000円という予算になるわけでございます。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 何となく大まかなイメージはつかめたんですが、これは返済期間が短くなったという理解を正しいですか。

上下水道課長（藤井睦郎君） はい。

3番（伊藤英雄君） 終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

7番。

7番（沢登英信君） すみません、ちょっと同じ質問で恐縮ですけれども、理解がなかなかのものでからお尋ねをいたします。

平成3年に借りたこの公営企業の返済金が、利率が5.5%から6%だということですが、1件だということですので、利率は幾らであったのか。そして、ここの表示が5.5%から6%というようなことではなくて、利率幾らというぐあいになっているのだろうと思うんです。それから、平成3年から借りて7年という、平成10年の何月までに何回払いで払う形になっていたのか。それから、5,090万円のこの借入金、何年で返済することになるのか。そして、この3%という利率ですので、その期間、総額幾らの返済をすることになるのか。そういう数字をきっちり出していただくと理解がしやすいんじゃないかと思ひまして、お尋ねをしたいと思ひます。

それで、この5,125万4,000円になる根拠についてご説明をいただきましたけれども、数字でちょっと算式をもう一度示していただけないでしょうか。ちょっと理解が不十分だったので、よろしくお尋ねします。

議長（大黒孝行君） 上下水道課長。

上下水道課長（藤井睦郎君） ちょっとご説明、口述のほうでしましたけれども、今回の借換債の対象5.5から6.5ということで、この対象となった今回のものは、平成3年の5.65の利率のものについて借りかえの償還をするというもので、ちょっとご説明申し上げたかと思えます。

それから、平成3年に借りたこの9,760万円の起債だったわけですが、これは5年据え置きで28年償還なもので23年ありまして、残りが8年分残っているわけです。今からまだあと8年返さなければならぬということになっておりまして、その分の残りを今回借りかえたということですので、先ほど伊藤議員のほうからおっしゃったとおり、23年じゃなくて、今度8年分だけのものになったもので、期間が短くなったということになるわけでございます。

それから、もう1回この5,125万円の算式をとということですが、この付記のところに、このとおりこの金額を足したり引いたりすればこの金額が出ると。5,096万9,000円引く237万円足す265万5,000円という、これが計算式でございまして、その答えが5,125万4,000円となるものでございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに。

7番。

7番（沢登英信君） 平成23年まで8年間でなす予定のものが5,096万9,000円だと、それだけを返済したと。それで、借換債の5,090万円の返済は何年でしょうか。

〔「8年」と呼ぶ者あり〕

7番（沢登英信君） これ、8年でなっているのね。

終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） すみません。今聞いていてもよくわからないんですが、基本的に、まず、なぜ8月2日に専決しなければならなかったのかという理由と、そして、この借りかえによって実際に財政上どのくらいのメリットがあるのか、その2点についてわかりやすくお願いします。

議長（大黒孝行君） 上下水道課長。

上下水道課長（藤井睦郎君） 先ほど口述のほうで、なぜ専決しなければならないのかとちょっとご説明申し上げたつもりでございますが、日付が8月2日ということにさせていただいております。

これは、8月5日までにそういう予算的な裏づけがないと、この繰上償還の承認はいたしませんよという、そういう通達になっておりまして、それで専決をさせていただいて、それでこの5日に繰上償還の承認をいただいたところでございます。そういう理由で、それで9月20日までにはこの借りかえを実施しなければならないという、実際にこの予算上の支出、収入等をしなければいけませんというようなことにもなっておりますので、この予算措置に間に合わせるために専決の補正をさせていただいたところでございます。

それから、メリットにつきましても、先ほど約677万円というちょっとお話をさせていただきました。将来負担軽減額という言葉で表現させていただきましたけれども、実際の数字で見ますと、当初のこの平成3年に借りた起債の残り部分の利息です。利息が1,391万7,876円、これから返さなければならないんですけれども、これを借りかえすることによって、一応まだ、実際にはいろんなところ借りるわけで、3%という利率をまず想定しますと、この8年間で返す利息が714万4,027円という数字が出るんですけれども、それを今言った1,390万円から714万円引きますと677万3,849円という、こういう数字が出まして、この差額の分が効果額ということで算出しているところでございます。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） よくわかりましたが、あやしい、大分あやしい。終わりにします。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第 1 号））は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

#### 諮第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、諮第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（渡辺 優君） それでは、諮第 1 号につきましてご説明をさせていただきます。

本件につきましては、人権擁護委員の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員法第 6 条第 1 項には、人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっております。また、第 6 条第 3 項には、市町村長は法務大臣に対しまして、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されております。

人権擁護委員は 5 人おりまして、そのうちの 1 人の方が、平成23年、本年12月31日をもって任期満了となるため、その後任を推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

委員の任期は 3 年となっております。

今回推薦をいたしたい方は、下田市須原1097番地の 3、土屋 均さんでございます。年齢は昭和23年 4 月12日生まれの63歳で、新任でございます。

なお、委員の任期は、平成24年 1 月 1 日から 3 年であります。

土屋 均さんは、昭和48年 3 月、国土館大学文学部教育学科を卒業され、その後、昭和49年 4 月に静岡県土肥町立八木沢小学校に奉職され、以来、伊東市内や賀茂郡内の小中学校を歴

任され、平成19年3月に下田市立稲梓小学校長を最後に退職されました。

退職後は、平成20年4月より稲梓青少年育成会会長、平成23年4月からは須原一区長、また、総務省委嘱の行政相談員、下田市行政相談員を務められております。

人権擁護委員として適任でございますので、新たに推薦するものでございます。

ぜひともご同意をくださいますようお願いを申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定をいたしました。

### 議第33号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第33号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（渡辺 優君） 続きまして、議第33号につきましてご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する件でございます。地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

この地方税法の規定は、固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村民税の納税義務のある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て、市町村長が選任するというものでございます。

本市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、慣例によりまして、旧下田地区と朝日地区、稲梓地区と稲生沢地区、白浜地区と浜崎地区の3区に分けまして、それぞれの地区より1名ずつ、計3名の方に委員としてお願いをしているところでございます。

このうち、現在、浜崎・白浜地区より選任されております寺川悦男委員が、この9月28日で任期満了となりますので、再任をお願いするというものでございます。

今回再任の同意をお願いしたい寺川悦男さんは、昭和21年6月18日生まれの、現在65歳で、住所は下田市柿崎7番9号でございます。

寺川さんは、元静岡県の職員でございます。平成15年3月、静岡県伊豆行政センター振興商工課長を最後に退職され現在に至っておりますが、その間、平成3年4月より2年間、下田市財務事務所におきまして建物の評価、下田土木事務所におきましては用地交渉などを担当、固定資産の評価につきまして数多くの経験を積んでいる方で、平成20年9月29日より、現在の固定資産評価審査委員会委員に就任いただき、案件の対応をお願いしてまいりました。

以上によりまして、固定資産評価審査委員会の委員といたしましては適任者でございますので、ぜひとも皆様のご同意をいただきますようよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第33号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意とすることに決定をいたしました。

#### 議第34号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第34号 和解についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） それでは、議第34号 和解についてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の17ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

下田市が勝訴した、平成2年（ネ）第895号建物収居土地明渡等請求控訴事件、（平成2年10月24日東京高等裁判所判決。原審・静岡地方裁判所下田支部、平成元年（ワ）第40号）（以下「本件事件」という。）について、次のとおり和解するものとする。とし、相手方につきましては、記載してあるとおりでございます。

和解事項でございますが、1つには、石井英次は、市有地（下田市三丁目1186番1）内に存するその所有に係る2棟の建物（以下「本件建物」という。）を現状有姿のまま下田市に譲与する。

2つには、石井英次は、本件建物を下田市が解体撤去し、本件建物に係る土地（以下「本件土地」という。）を明渡すことに同意する。

3つには、下田市は、本件建物の解体費用を負担する。

4つには、石井英次は、本件建物に残置した動産については、その所有権を放棄し、下田

市が自由に処分することに異議がない。

5 つには、下田市は、本件事件判決主文第 2 項に基づく請求権、（石井英次に対して有する本件建物に係る土地賃料相当損害相当金142万5,868円）を放棄する。

6 つには、本件建物が解体され、本件土地の明け渡しが完了した後、下田市と石井英次は相互の土地境界の確定作業に着手する。これに係る費用は双方協議の上決定する。

7 つには、石井英次及び下田市は、本件に関して本和解事項に定める以外に何らの債権債務のないことを相互に確認するというものでございます。

ご承知のとおり、下田公園下の問題となっている建物は、下田市の市有地内に建っており、下田市は平成元年 8 月14日に、石井英次氏を相手方とし、本件建物を収去して、下田市所有の土地の明け渡しを求める訴えを提起し、平成 2 年 2 月26日に、静岡地方裁判所下田支部は、下田市の求める内容の判決を言い渡したところ、相手方が控訴いたしました。平成 2 年10月24日、東京高等裁判所の控訴審判決において勝訴判決を得たものでございます。

この訴訟においては、3 棟の建物を対象としており、そのうち 1 棟は控訴審勝訴判決に基づく強制執行により解体し、現在の消防団第 1 分団第 3 部詰所が建設されたところであります。残りの 2 棟については、真の占有者が特定できず強制執行不能となり、現在に至っているものでございます。

そこで、亡伊東光雄相続財産の建物解体を契機に問題解決を図るべく、顧問弁護士の廣井先生と相談の上、石井英次氏あてに問題解決への協力を求める文書を送付したところ、石井英次氏から協力する旨の回答を得、和解事項についても同意を得ることができたため、議案を提出させていただいたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第34号 和解についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7 番。

7 番（沢登英信君） 経過からいきますと、平成元年、そして 2 年の 2 月26日、さらに地裁で控訴されて、平成 2 年12月24日に高裁で判決を受けたと。こういうことで、大変長い期間がこの間かかっていると思うわけです。

消防団の分団の事務所になっていますところは、一定の解決が前もってついたら。しかし、この 2 カ所については、人が住んでいる様子はなかったんじゃないかと思うわけです。そう

いう意味での占有占拠というんでしょうか、そういうものはどういう経過であったのかという点が1点であります。経過の説明をお願いしたい。

それから、この和解事項の(4)動産につきましてはどういうものがあるのか。当然中をあけて、当然ここまで至れば確認をするという作業が済んでいるのかどうなのか。たとえばそういうものがあつたにしましても、この和解事項からいきますと、動産については何ら問題はないと、市が処分していいというぐあいに読み取れるけれども、そういう理解でよろしいか。

それから、6点目のこの石井英次氏の相互の土地境界の画定作業があるんだと。こういうことでございますが、この6点目の土地境界の画定作業とは、具体的にどういうことを指しているのか、ご説明をいただきたいと思います。

議長(大黒孝行君) 総務課長。

総務課長(鈴木貞雄君) 長い期間人が住んでいる様子がなかった、その辺の経過はどうかというようなことでございますけれども、強制執行するとき、当然私もこれ、平成元年の訴訟の関係ですから、この場にいたわけではありませんので申し上げられませんが、恐らく、中に人が住んでいるというようなことはなかったというふうな形で推察をされます。

それで、この動産の関係なんですけれども、確かに石井英次氏に、沢登議員が言われているのは、筋論から言えばそのとおりのなのかなというような感じはします。しかしながら、先ほども説明をさせていただいたように、過去の裁判において勝訴したものの、強制執行が不能となったという経過があります。そのために相当の年月が経過した現在まで問題の解決に至っていないというようなことで、顧問弁護士の廣井先生のほうにも相談の上、今回の問題を解決図るべく石井さんのほうに文書を送付したと。そういう中で、和解事項についても同意を得るようなことができたものでございます。

占有者の特定については、占有物、今、沢登議員がいわれましたが、特定するとなると相当の時間を要すると。そうなれば、下田市としてはこの建物の収去を強く望むというものであり、最初の目的というのは建物の解体撤去をすることにあるんだと。あらかじめその建物の所有権を取得しておけば、何の問題もなく解決に臨むことが可能になるというようなことの中で、占有物の特定については、あそこの中に入っているものが石井英次氏のものとはほかのものが入りまざって入っているのかなというふうには推察はしておりますけれども、解体時において、下田市が写真を撮った上での廃棄とか、もしくは保管をした上での告示等を行えば足りるというようなことで、今回議案を提出させていただくというようなことでござい

ます。

それから、土地境界の関係なんですけれども、これ、平成15年当時、公園下広場の駐車場の整備事業のために用地を確定する必要があったと。そのときに、石井英次氏との間で交渉を進めたんですけれども、そのときに、この裁判の平成元年の訴訟の話が蒸し返されたというようなことがありまして、現状、あそこに駐車場のフェンスを張ってあるんですけれども、あれは公図を参考に市有地と思われる部分に設置をしてございます。そういった中で、土地の境界問題の話をしたくても、話し合いにならないような現状が今まであったということで、今回石井さんのほうから、この問題が片づいた後に境界についても確認をしたいというようなお話があって、この和解についての6項目、土地境界の画定作業に着手するというのを入れさせていただきました。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 大体今の説明でわかりましたが、土地境界のフェンスにつきましては、海に向かって縦の部分と横になっている部分がありますか、フェンスのどこのところを言っているのか、ちょっとその場所を教えていただきたいと思います。全協でいただいた資料でも結構ですから。石井英次さんの土地があるということですね、境界に。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 縦か横かというのもあれなんですけれども、海に向かって公園のほうからまっすぐ、縦ですね、そこにフェンスをやってあるんですけれども、その面について、駐車場と石井さんとの間で境界がまだ画定していないという、フェンスについては公園側の駐車場にもありますね、公園側の駐車場の横が石井英次さんの建物になっているんですけれども、今回の2棟の建物以外にも、本人の建物も、今本人所有の土地の上に建っているところもありますけれども、そこも含めまして公園と石井英次さんの間の土地境界というふうに理解していただければいいと思います。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 今の説明でわかりましたが、そうしますと、公図上は境界は明確になっているけれども、現地の確認が、どういう理由か知りませんが、境界が画定をしていないと。したがって、その境界画定をするのだと、こういう意味合いでよろしいでしょうか。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 公図上確定しているという意味がちょっとわからないんですけども、現在の公図があります、それを参考に、石井さんのほうには入らないような形で現状はフェンスを設置したと、そういうことでございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第34号 和解については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

#### 議第35号及び議第36号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第35号 和解について、議第36号 損害賠償の額を定めることについて、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（井出秀成君） それでは、議第35号及び議第36号のご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の18ページ、あわせて条例改正関係等説明資料の10ページをお開き願います。

議第35号 和解についてでございます。



平成23年7月22日午後4時頃、下田市が管理する市道須崎海岸線における鋼製道路横断側溝ふたの破損が原因により、相手方所有の車両の一部を破損する損害を与えた件について、次のとおり和解するものでございます。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

和解事項につきましては、下田市は相手方に対し損害賠償金を支払うものでございます。

相手方は下田市に対して、本件に関し、裁判上、裁判外を問わず、一切異議、請求の申し立てを行わない内容となっております。

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

市道管理上の瑕疵により第三者に損害を与えたので、市が道路管理者として国家賠償法第2条の規定により、賠償責任を負担することで話し合いを行ってまいりました。

相手方には大変ご迷惑をかけましたが、ご理解を得られ、このたび合意することができましたので、和解についての議決をお願いするものでございます。

続きまして、議第36号 損害賠償の額を定めることについてご説明いたします。

議案件名簿の19ページ、あわせて条例改正関係等説明資料の10ページをお開き願います。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

損害賠償の額につきましては、54万9,690円でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当日、パトロール中のパトカーの警察官から連絡が入りまして、現場に急行いたしました。車両は、道路横断側溝を通過した際、グレーチングが十分固定されていなかったため跳ね上がり、車両の下にひっかかり、車両が破損したものでございます。

4名は、下田を訪れ須崎に宿泊し、翌日帰られるとのことでしたので、車は自走できなかったため、下田で修繕し、電車で帰っていただくことといたしました。

本日、議長の許可を得まして、追加の説明資料を配付させていただいております。

事故発生箇所のグレーチングの写真でございます。

横断側溝コンクリートに設置してあります金属板とグレーチングをボルトで固定しております。金属の腐食によるボルトの固定不足及び基盤の弱体により、前輪が通過した瞬間にグレーチングが跳ね上がったのが原因でございます。

右側の写真は、修繕中の写真でございます。

車両の写真でございますが、マフラーが落下しております。リアマフラーの落下時の衝撃でバンパーが破損したものとも思われます。フレーム等の部品が破損しているのも写真で確認できます。

金額の内訳でございますが、バンパーの取りかえ、フレーム一部の取りかえ、エキゾースト及びマフラーの取りかえ。エキゾーストとは、エンジンとマフラーをつなぐ部品でございます。車両運搬費を含めて車両修繕費が51万9,420円、4名の交通費が3万270円、合計で54万9,690円でございます。

損害賠償の額54万9,690円は、市が加入しております道路賠償責任保険の保険金として受け入れるもので、議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）の歳入、20款諸収入4項雑入4目雑入15節保険金受け入れ金、22節補償補てん及び賠償金で、歳入歳出それぞれ同額を計上させていただいております。また、道路横断側溝につきましては、速やかに修繕工事を完了しております。

以上、大変雑駁な説明でしたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大黒孝行君） 議第35号及び議第36号の当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第35号の和解についてに対する質疑を許します。

11番。

11番（土屋 忍君） 直接、和解とその金額についてということじゃないんですけれども、この写真をいただいて、ちょっと見ているんですけれども、この一番左上の事故発生箇所グレーチングの状況というところがありまして、その横に修繕作業状況の写真がございます。その完成の写真というのを見ていないからわからないんですけれども、このグレーチングは新たに取替えたのか、それともこれを再使用してボルトの固定をしたのかということが1件と、この修繕工事というのは大体どれくらいかかっているのかということと、この道路を横断するグレーチングというのは、通常、ボルト、ナットで固定する、見ただけでもそういうような構造のものがついているわけなんですけれども、下田市の規定というんですか、こういう施工基準というものは、通常我々が、過去の経験からしますと、経験といってもこういう工事をやったことはないんですけれども、このグレーチングを固定するのに、コンクリートに穴をあけて、それでボルト、ナットで固定すると思うんですけれども、こういういつも車が毎日のように横断するようなところのこの固定方法なんなんですけれども、普通、コンクリートにアンカーボルト、コーリンアンカーか何かを打ってボルト、ナットで固定しているのか、

それともケミカルアンカー的なものを使って堅固に固定をしているのか、その辺、通常はどんなようにして施工しているのか、その辺をちょっと教えてもらいたいですけれども。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 1点目の再使用か新設かでございますけれども、写真の3枚につきましては。全部新しく取りかえております。

その工事費でございますけれども、ちょっと今手元に資料がなく、正確には把握しておりませんけれども、20万円までは満たなかったと記憶しております。

その工事と3番目の施工基準の関係なんですけれども、もとの基盤に、2メートルの基盤なんですけれども、数ミリ、5ミリまでいかないと思いますけれども、基盤があって、それに足がついています。かがりのついた足があって、コンクリートの中に埋めます。その基盤にボルトが溶接されており、それでコンクリートと工事のときに一体化させて固定させます。それにグレーチングをボルトで締めるという形の施工方法でございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 7月22日だったですか、夏のお客さんが須崎に来てくださって、帰りがけに大変な事故に結果的にあつたと、こういうことであろうかと思うわけです。そういう点で、日常的に使っている市道でありますので、一定の前ぶれというものはないのか。それから、やはりこのグレーチングのようなこのような場所というのは、市内でも何カ所かあるんじゃないかと思うわけです。定期的に点検をするとか、そういう情報収集というのですか、修理を定期的にするとか、そういうことが必要なことを考えさせる事案ではないかと思うわけです。そういう実態は、下田市として、ここのほかにどういう箇所が想定できるのか、危険の箇所があるのかという点をお尋ねしたいと思いますし、こういうグレーチングにかかわらず、道路の危険箇所の点検、整備というのはどういうぐあいにされているのかをお尋ねをしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 1点目の前ぶれの件でございますけれども、こちらのこの箇所の前ぶれにつきましては、地元の区の役員の方から前日に市のほうに連絡が入りました。市のほうとしましては、現場確認して危険を感じたわけですので、事業者者に早急に再確認して修繕の依頼をしておったところ、すぐに翌日、当日バリケードを置いて、そこを封鎖するほど

の危険性はその場では感じなかったものですので、その行為はとらなかった、そういった部分は判断ミスであったのは、もう明らかな事実として出てしまったので、そういう部分は認めざるを得ないと思います。

あわせて、その他地区の点検方法なんですけれども、通常、市の職員が現場に出ることが大変多いわけですので、通常時は、そういった通行中に異常音であるとか、あるいはその周辺の基盤の悪さであるとかを確認しながら、危険性を感じれば修繕工事をいたしていると。あわせて、我々が気がつかない分につきましては、やはり最も一番気がつくのが地元の方々の利用者でございますので、そういった利用者の方々から情報をいただいて、現場を確認しながら安全の確保をしていると、そのような状況でございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） この今日ご提出いただきました写真によりますと、横断側溝とグレーチング修理状況ということで修理されている。修理のために欠けた例の足を入れるといいですか、そのボルトでとめるところを掘ったために欠けているのかなと、それとも、もともとこの状況が欠けているような状態で放置されていたのかというような疑問が、ちょっと写真から思うんですけれども、どういうことなのかお尋ねをしたいと思います。

それから、グレーチングではありませんけれども、よく道路側溝が、道が狭いとどうしてもその側溝のふたした上を走ると、大変カタカタといろんなところで音が出て苦情等もあるかと思うわけでありまして。そういう点も含めて、やはりこれを機会にご検討いただくと、そういったことの場所の検討をしていただくということが必要ではないかと思うわけです。そういう点でのご見解はどうか。

それから、もう1点、このグレーチングはつくってからどのぐらいたっているものなのか、経過が。須崎ですので、大変潮風も当たるところだろうと思いますけれども、一定の耐用年数というようなものも当然想定されているのではないかと思います。そこら辺はどうであったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 1点目の写真の件につきましては、基盤の撤去及びその後の修復工事にあわせて現場の修繕工事をしているところでございます。

2点目の音、特に側溝のふたですが、音等があるということで、危険性がそんなにないんでしょうけれども、先ほどもお話ししましたが、パトロールとかそういった中で確認をして

いると。なおかつその状況によっては、音防止のパッキンと申しますか、そういったものを設置しているとか、その時々状況に応じて判断をしております。

3点目のこの側溝グレーチングはいつ設置したのかにつきましては、申しわけございませんが、ちょっと確認ができておりません。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにござ異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第35号 和解については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第36号 損害賠償の額を定めることに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第36号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前11時 7分休憩

午前11時17分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### 議第37号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第37号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） それでは、議第37号をご説明いたします。

議案件名簿の20ページをお開きください。あわせて、説明資料の11ページ、12ページをお開きください。

議第37号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議第37号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

それでは、改正の内容をご説明いたします。

次の21ページをお開きください。

今回改正する条文は、第1条、第2条、第4条、第5条、第6条でございます。

まず、第1条の改正は、第1条中、「に要する費用並びに老人保健法の規定による老人医療費拠出金の納付に要する費用（以下「保険給付等」という。）」を「、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付（以下「保険給付等」という。）に要する費用の」に改める。

次に、第2条中「積立てる」の送り仮名を整理し、「積み立てる」とするものです。

次に、第4条でございますが、第4条第1項中「次の事由により予算の不足を生じた場合」を、「次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を」に改め、同項第1号を次のように改める。

（1）保険給付等に要する費用の支払に不足を生じたとき。第4条第1項第3号中「医療費」を「保険給付等に要する費用」に、「支払い」を「支払」に改め、同条第2項中「第1項」を「前項」に改め、「下田市国民健康保険事業会計」を「下田市国民健康保険事業特別会計」に改めるものです。

次に、第5条中「下田市国民健康保険事業会計」を「下田市国民健康保険事業特別会計」に改めるものです。

次に、第6条中「繰戻」を「繰戻し」に、「繰替えて」を「繰り替えて」に、いずれも送り仮名を改めるものです。

改正条例の附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上が改正の内容でございます。

それでは、次に、説明資料の11ページ、12ページをご覧ください。

左側の11ページが改正前で、右側の12ページが改正後の条例でございます。

第1条は、設置の目的の条項となっております。

高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法の規定に基づく所要の改定を行うものであり、基金の設置目的として、支払いに不足が生じた場合の資金に充てることができる事項を、現行制度に合わせて改定するものでございます。

第2条は、「積立てる」の字句の送り仮名の整理を行うものです。

第4条は、基金を処分することができる条項となっております。

条文を本改正に合わせた整合を図る改正を行います。

第1項中本文を、「基金は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる」と改正するものです。

第1号と第3号の「医療費」を「保険給付等」にし、第1号では、条件及び内容を見直し、条文を整理したものでございます。

第3号の「支払い」の送り仮名を整理いたします。

第2項中、「第1項」を「前項」に改め、「下田市国民健康保険事業特別会計」と改正するものです。

第5条も同様に、「下田市国民健康保険事業特別会計」に改正するものです。

第6条は、いずれも送り仮名を整理するものです。

最後に提案理由でございますが、議案件名簿の20ページをお開きください。

基金を充てる対象に、後期高齢者支援金等並びに介護納付金を加えるとともに、所要の改正を行うものであります。

説明につきましては以上のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 第4条の改正についてなんですが、改正前は医療費の支払い財源、あるいは1番の医療費が急激に上昇したと。つまり、医療費に限定されておったけれども、改正後によって、医療費に限定されることなく処分ができるようになったんだと、こういう理解でいいかどうか。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 4条の中の医療費を保険給付等に改めたものでございます。これは1条の中で、当初は医療費の条項を列挙してございましたが、そこに老人保健法による医療費が入ってございました。それに今回の改正によりまして、後期高齢者支援金及び介護の納付金を入れてございます。ですから、医療費プラス保険給付等プラス後期高齢者支援金と介護の納付金を基金から取り崩すことができるような改正としたものでございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 質問は、4条で医療費と書いてあるんですね、3項では医療費の支払



い財源が、医療費が保険給付費等に変ったということは、改正前は医療費に限定されていたと、しかしながら改正によって医療費に限定をすることなく保険給付費で、全体、要するに国民健康保険事業特別会計歳出にかかわるものから全部使えますよと、こういうふうに改正されたと、こういう理解でいいのか悪いのかを聞いておる。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 伊藤議員の聞かれるとおりでございます、今回の改正によりましては、医療費プラス後期高齢者支援金と介護納付金を入れていると、こういったことになります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

10番。

10番（田坂富代君） ちょっと私もわからないところがあるので、伊藤議員が前回の一般質問でいろいろこの関係には質疑があったわけでございます。

その中で、当局側としての答弁は、使い方その他は現行の条例で間違いがないというふうに答弁を聞いたような気がします、私自身は。

正しい条例ならば、何も直す必要はないと私は思うんですが、その中で、だから、今、伊藤議員が、そのように間違っていたんだなという意味で質問をされたんじゃないかと私は思うんですが、この条例を現行制度に合わせて改めていくんだという趣旨の発言を課長はされているわけですから、そのあたりの内部での合意事項というか、前の条例は間違っていたのか、間違っていなかったのか、そのあたりのことを教えていただきたいと思います。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 今回の改正につきましては、後期高齢者の改正と平成12年の介護納付金、順番で言いますと、介護保険法の改正が平成12年に行われております。それと後期高齢者が平成20年に行われまして、これの改正に伴う今回の基金の改正でございます、先ほど申し上げたとおり、医療費から今回の改正によって後期高齢者の支援金と介護納付金を入れることが取り崩す内容となっております。

前回の伊藤議員の質問の中では、歳入の関係を、我々のほうでは、歳入が不足したときに基づいて今回の基金を入れたと、こういった説明をしておりますので、それにつきましては、4条の3号を改正することによって明確にここに入れたという、こういった形になります。

なお、1号については、歳出が不足を生じた条件でございます、2号につきましては天災と、3号につきましては歳入の不足、こういったものを入れ込んで、前回の議論から見据

えまして、今回の改正をしたものでございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 10番。

10番（田坂富代君） 私は別に改正するのが悪いと言っている話ではないんですが、ただ、問題がないものだったら改正する必要はない、でも、問題があったから改正したんだということなら、それはそれでいいんですが、では、問題のあることをずっとやってきたのかという話になってしまうので、そのあたりのことは、委員会のほうでまた質疑があればそういうことになるかと思えますけれども、より使いやすい運用にしていただければよろしいのかなという気はしています。

終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第37号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

#### 議第38号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第38号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、議第38号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案件名簿の22ページ、23ページをお開きいただきたいと思います。

22ページは、議案のかがみでございます。

下田市立保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものがございます。

内容といたしましては、23ページの内容のとおり、下田市立保育所条例の第2条関係の別表でございますが、別表中の市立下田第3保育所の項を削るものがございます。

提案理由といたしましては、市立下田第3保育所を廃止するためでございます。

それでは、条例の改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の13ページ、14ペー

ジをお開きいただきたいと思います。

説明資料の見開き、左ページが改正前、右ページが改正後でございます。アンダーラインを引いてある箇所の「名称、市立第3保育所、所在地、下田市中453番地の1、定員120人」を今回、削除する改正をさせていただくものでございます。

それでは、議案の23ページにもう一度戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は、平成24年4月1日から施行するとするものでございます。

雑駁ではございますが、議第38号についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番。

11番（土屋 忍君） それでは、ちょっと聞きたいんですけども、この資料というんですか、表を見ますと、第3保育所を廃止して、この定数120名の方が来年からはどこかの保育所に行くようになるわけですけども、一般質問のときの答弁にもありましたように、敷根のほうに保育所を新築する、そちらのほうができ上がるまでの期間、どこかの保育所にこの子供たちが行くようになるわけですけども、その辺、具体的にはどのような考えでいるのかということがまず第1点と、それから、保育所が新しく保育園と幼稚園が一体化となった建物が敷根にでき上がるわけですけども、ただ単にこの保育所をなくすという条例じゃなくして、これから先のことというのを市民が一番心配しているというんですか、保育所がなくなりました、来年から今まで通っていた子供もまた新たに保育所に通うようになる子供たちの親御さんがやはり一番心配しているのは、うちの子供、稲梓の山奥から今第3保育所に行っていると、親がそこに子供を連れていって、そして仕事して、また仕事の帰りに乗せて帰ってくるという子供さん、家族がいるわけなんですけれども、一番心配しているのは、どこへ行くようになるのかなということを大変心配しているわけでございます。そういうことについて具体的に、今まで通っていた子供たち、どのような考えで具体的には行ってもらおうのかということをお願いしたいのと、その後、保育所が第3保育所を廃止する、これは津波とかいろんな問題で、まことに高台に移るといのは皆さん反対している人は一人もいないと思うんですけども、やはりその場所が、この先当然出てくるでしょう、稲生沢の幼稚園を廃止する、白浜の幼稚園、保育所を廃止する、そういうようなことが前々から

計画されているわけで、そうなってきますと、本当に、特に保育所等というのは、私はお母さん方が送り迎えをしているということですから大きな問題はないと思うんですけども、やはり幼稚園の問題です。幼稚園というのは、例えば稲梓の幼稚園を考えますと、やはりおじいちゃん、おばあちゃんが送り迎えをしている、当然加増野の奥から、八木山から、また坂戸からという大変なところから出てきて子供を預けているという方もおられるわけです。それが敷根のほうに移るんだと。そうなってきますと、本当にじゃどうしたらいいんだと、稲梓じゃ子育てなんかできやしねえなという話が当然あるわけです。そういうことについて、具体的に教育委員会としてはこういうことを検討しているんだと。例えばの話ですけども、稲梓にそういう幼稚園、保育園生を送り迎えするバスを出すとか、そういうようなことも当然考えて、総合的に考えて、まずしょっぱなの第3保育所廃止条例が出ているのかなというふうに思いますけれども、どこまで考えているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） まず、1点目の定員120名がどうなるのかというようなことでございますが、これにつきましては、これまでもご説明させていただいておりますとおり、市内各保育所、そういうところが定員が十分あいております。そういう中で、民間の保育所も含めましてそちらに入らせていただく。こちら入所決定をする中で、できるだけご希望に沿えるような形で割り振りをさせていただくという方向で考えております。

また、稲梓初め、白浜ですとか、朝日方面の幼保、そちらに住んでいる方々のお子さんの送迎について、これにつきましては、当然我々といましては、各地域から通いやすいところにつくるというようなことで、第3の場所を最初に決定したわけですが、3月11日の東日本大震災のあの津波の後で、やはりあそこでは危険があるというようなことから、庁内の検討委員会で、場所については敷根ということで決定させていただいております。

そういうことから、そちらに市内各所からの送迎というものについて考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） 大体わかりました。将来的な、先ほど答弁していただきました、特に幼稚園なんですけれども、送迎についてもしっかり考えているということだったのですけれども、このような話というのは、地元の父兄の方とかその辺と具体的には話し合いが進んでいるのかどうなのか、ちょっとその辺だけお聞かせください。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） これにつきましては、この再編の基本計画を立てたときに、各地区の保育所、幼稚園、保護者の方々、また地域の方々にご説明に伺っております。そのときには第3の場所ということで説明に上がってきたわけですが、その中で、やはり保護者の方々からは、送迎等についての心配が一番不安といいまいしょうか、ございました。そういうものに対して、我々できるだけ不安が残らないような形での送迎を考えたいということでお話はさせていただいております。

ただ、どの子の玄関まで行くですとか、何便出すとか、そういうことについては具体的なことは申し上げられませんでしたので、一日朝のお迎えあるいは送りを何便にするかとか、そういうものについては今後のアンケート等でどの程度の要望があるのか、そういうもので判断していきたいと思っております。

そういうことから、今回補正もお願いしているわけですが、それが場所が決まるということになれば、この10月から各幼保、そして市全体を通じての地域の方々への説明会というものを予定させていただいているところでございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 下田市立保育所条例の一部改正、第3保育所を廃止をするこの条例は、大変この条例が出てくることについて私は遺憾だと、こう思うわけであります。

下田幼稚園・保育所再編整備基本計画、これにのっとったまず第一弾だと、市内で公立3園のみにしてしまうというこの計画を進める第一歩だと、こういうことであろうかと思いません。

しかし、この認定こども園の場所が移るとい形になりますと、この基本計画そのものが見直さなければならぬと、こういう事情にあるにもかかわらず、これを一方的に推し進めようとしているこの当局の姿勢は、やはり批判をされなければならぬだろうというぐあいに思うわけです。

そういう点で、この資料によりますと、72名のお子さんがこの第3保育所に措置されるとデータ的には読み取れるわけですが、0歳から5歳まで、どのような配置でお子さんが現在保育されているのかという点を、1点目にお尋ねをしたい。

それから、この第3保育園を運営していくのに何名の保育士及び臨時の保育士と給食調理員を含めて、この第3保育所を運営をしているのかと、この人たちの職務をどのような形で検討をされているのかということ、2点目として聞きたい。

したがいまして、各市内であいているからいいんだというこういう土屋議員への答弁をされていましたが、当然、年齢区分等々があるわけですから、ただ単純に各地であいているから、ほかの市内の保育所があいているからいいんだと、こういうことにはならないのではないかと思うわけであります。

それから、なお、この整備基本計画によりますと、認定こども園とやはりこの廃止が一定のセットになっているというぐあいに考えざるを得ないと思うわけです。認定こども園をつくるとほかの大賀茂や須崎、白浜、柿崎、吉佐美等々の保育所も廃止をしていくと、そして送迎をするんだと、こういう計画になっているわけですので、どの地区に何台の送迎車を出してどう進めていくかと、こういう計画と、こういう考え方と、各地に保育所があったほうがいいんじゃないかと、こういう考え方と当然吟味をしていかなければならないと思うわけです。財政的にも、子供たちの安全、それからお父さん、お母さん方の利用しやすさ、こういう点でもやはり検討が必要だろうと思うわけです。そういう検討がどうなされたのかお尋ねをしたい。

当然、基本整備の基本計画でこの答申を出しているわけですから、やはり同じような手続きを踏んで進めていくということが必要ではないか。新しい認定こども園が敷根に庁内で決定をしたということではありますが、この審議委員の皆さんに再度諮る。あるいは、再度住民に、議会が決定してから住民に説明するのではなくて、やはり議会で決定する前にお母さん方や住民にきっちり説明し納得をいただく、こういう行政のあり方が必要だろうと思うわけです。

こういう観点からいきましても、この条例案は提案を引っ込めていただかなければならない、議会としては否決しなければならない、こういう内容を含んだ議案ではないかと。これは自分の意見でございますが、そこら辺を含めて、当局でどうお考えなのか、市長にもお尋ねをしたい。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） まず、第1点目の、場所が変わったから計画自体を見直すべきだというようなご指摘だったかと思うんですが、私ども、通いやすいところというようなことで第3保育所を選ばせていただいております。現在、庁内で検討した結果の敷根というのが、現実的には2キロ程度の距離の位置の変更というふうを考えております。

そういうことから、特に大きな送迎に関しての支障があらわれるというふうには考えておりません。そういうことから、この計画をそのまま推進させていただいているものでござい

ます。

現在の第3保育所の園児でございますが、1歳児が8人、2歳児が8人、3歳児が11人、4歳児18人、5歳児13人ということでございます。

すみません、これはちょっと4月1日現在ということで、もしかすると今の数字と多少違っているところがあるかもしれません。

そして、そちらに配置されている職員でございますが、正職員の保育士が7人、臨時の保育士が3人、そして正職の調理員が1人、臨時調理員が2人というようなことになっております。

第3がなくなるからといって、この保育士あるいは調理員さんの職がなくなるという、そういうことではございません。当然、この園児たちが振り分けられます。そういうことによって、各園に正職、臨時の保育士を振り分けることによって、今までと同じように勤めていただくことで考えております。調理員につきましても、今かなり正職員が4人いるわけなんです、そのうちの1人については学校給食に戻っていただく考えでございます。そして、臨時の調理員さんについては、今、白浜、須崎等で1人という配置になっておりまして、この方々がお休みをとったときには、うちのほうの栄養士が行ったりとか、また臨時の方に対する臨時というような対応をしております。そういうことから、この臨時の方についても、第3がなくなったときには、ほかの3園で働いていただく予定でございます。

そして、3点目に、この認定こども園とほかの園のセットではないか、送迎の方法ですとか、各所に保育園があったほうがよいのではないかというようなご質問がございました。

これは基本計画どおりのセットでございます。そして各所にあったほうがいいのではないかと、これはもう最初の再編の計画をまとめる時点で、何度も説明させていただいております。この少子化の進行、各園の充足率の経過、それに伴いますサービスの提供、職員が分散しているということから、十分なサービス、ニーズにこたえるサービスが提供できていないという現状がございます。

そういうことから、1カ所に集約することによって、人的資源を集中して、保護者から望まれているニーズに対応できるプログラムができるというふうに考えております。

もう一つ、一番大事な子供たちの安全を守る意味で、今の下田保育所、下田幼稚園、そして須崎保育所の耐震があるわけなんです、それ以外のところについては、ご承知のとおり、子供たちの安全を確保できるような施設ではございません。そういうところをできるだけ早くなくして、子供たちの安全を確保していただきたい。そういうことから、この再編計画が

立てられておりますので、その方向で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 既定方針どおりに決められているからやるんだと、この姿勢を変えないというようではありますが、敷根地区はいろんな意味での検討が当然されなければならないと思うわけです。煤煙、煤塵あるいは騒音、交通の便、これらのものが庁内の検討会議で決定したということではありますが、どのような議論がされ、どのような検討がされたのか。そして手続上、この条例とは直接関係ないかもしれませんが、一体の中であるというご答弁をいただいたわけですので、そこら辺の点についてどのような検討がされ、今後どのような手続きをとって進めていこうとされているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 今、敷根の立地のことについて、煤塵ですとか騒音ですとか、道路事情というようなことでご質問あったのかと思うんですが、敷根につきましては、ご承知のとおり、下田中学校もございまして、弘洋園というような大きな団地がございまして、市民の方々がたくさんお住まいになっております。

そういう中で、特にあそこの場所が環境的に悪いというようなお話というものは直接伺ったことはございません。庁内の検討委員会の中で、そういう議論はございませんでした。

私どもといたしましては、庁内検討委員会の中で議論したときには、やはり津波等に対する防災面での安全性をいかにして確保するかというようなことからいろいろなところを検討してきた中で、市有地を第一に考えたというようなところがございます。

そういう中で、敷根ということで結論が出たと、そのような議論をしてみました。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） すみません。今、安全性の面から下田保育所と下田幼稚園、それに須崎が耐震化がされているというふうなことで、耐震の面からの安全性ということはおっしゃいましたが、津波等々の面からの安全性については、私の一般質問のほうでも言いましたが、非常に危険な地域であると。また、交通の面から言っても、あそこに現在100名足らずの人間が、下田保育所は何名でしたか、90前後でしたね。また、それが第3保育所がなくなるこ



とによって人数が増えたりすると、余計通園上の交通の便というのはすごく、ますます状況が悪くなるんじゃないかと思うんですが、実際あそこ、車をとめて幼児を保育所に連れていくということになると、どこにとめるのかという、ハローワークのあそこのところが正面になるのかもしれませんが、あれは全然駐車場の余地もないわけですし、周りの道路もほとんど狭い道路で、そこに車をとめて子供連れていくということもなかなかできないような状況にあって、非常に状況としては悪いと。これをずっと、計画によると、子供の数にもよりますが、平成32年以降も続けるような計画になっていますが、こちら辺は、安全性の面あるいは通学上の交通の便等々考えて、もう一度考え直したほうがいいんじゃないかと思うんですが、それについてお考えをお聞きします。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 今、鈴木議員さんは、下田保育所についての、わかりました。

確かに第3保育所の園児を振り分けるというようなことで、下田保育所の園児が増えることとなります。ただ、ご承知のように、保育所というのは意外と登園時間というものは幅がございませぬ。現在も調べているんですが、今現在の人数では、多少の支障は出ているのかとは思いますが、特に大きな混乱というものがあるとは聞いておりませぬ。そういうことから、交通の事情については、今後少しは支障が出てくる可能性はございませぬが、大丈夫かなというふうな考えでございませぬ。

それと、建物の津波に対する安全性でございませぬが、先日もご質問いただいたわけでございませぬが、今我々とすれば、この認定こども園の建設に向けて作業をしている中で、この下田保育所までどちらかに移す、あるいは新たな施設をつくるということは、現実的にはなかなか難しいこととございませぬ。

そういうことから、津波等の災害があったときには、いかにこの子供たちを避難させるかということで、保育士が訓練を重ねているところでございませぬ。

そして、我々教育委員会内でも、やはり下田小学校ですとか下田保育所は危ないということで、私ども教育委員会の職員も、いざそういう地震で津波のおそれがあるときには、下田保育所に行って、少しでも多くの子供を避難所まで抱えていく、あるいは案内していくというような訓練計画を立てて対応していきたいと考えております。

そういうことから、下田保育所が全く安全というわけではございませぬが、できるだけ安全を確保することで対応していきたいというふうに考えております。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

14番。

14番（大川敏雄君） 1点だけ質問をいたします。

私は今回のこの保育所の廃止条例は、先ほど答弁がありましたように、下田市の幼稚園、保育所再編整備基本計画の審議会の会長として、私はやってまいりました。

そういう中で、一連の内容を承知しているんですが、とりわけ、今の質疑の内容で審議会が重要視をしておいたものの中に、当局に具現しておりますのは、具体的に提示しておりますのは、今、いわゆる鈴木議員の質問に対して、10月から具体的に説明をしていきたいと、こういう説明がございました。

ただいま回覧で、市政懇話会ですか、この日程が各地区に区長を通じて回されております。例えば、蓮台寺は10月11日にやりますと。これは市長、教育長、その他出ると。この中のテーマにも今の話が出ております。

私、心配するのは、稲梓あるいは稲生沢のこの統合の問題のときもそうですが、住民の説明で一番大事なのは、この対象する父兄にやることなんですね。これが、いわゆるごちゃごちゃで、老人の問題も話す、いろんな課題でやって、たまたまその中の一部としてやるというのでは、私は十分な住民対応はできないと思います。ですから、ぜひこの市政懇話会でやることも1つの有効な手段かもしれんけれども、加えて、最も大事なのは、やっぱり一連の今回の再編計画というのは、かつてない大きな、いわゆる課題でございますので、ぜひ住民の合意形成を本当に真剣勝負でやる。合意を形成していく、住民の意見を聞く、直すものは直していくという、そういう謙虚な姿勢とあわせて、熱心な熱意あるその対応が必要だと思います。そういう意味では、いわゆる、これと別に、最初の再編計画をつくった住民対話、これらをもう一度、どこが一番有効であるかというようなことを内部で検討していただいて、いわゆる本当に教育委員会で考えているこの趣旨、考え方が十分住民にも理解がされ、そして新しいサービスも含めまして、こういうことでやるんだから、ひとつぜひ協力をいただきたいというようなことを踏まえてやるということは、私は大事だと思います。その点いかがですか、教育長。

議長（大黒孝行君） 教育長。

教育長（野田光男君） 今大川議員さんがおっしゃったとおりであると、私も思っております。

そういう意味で、今回敷根に認定こども園をつくらうと、こういう方向がはっきりしたという、こういう中で、早速、もう内部でもこの説明会の計画をつくりました。そして、その

計画を、今度の市長以下、私も出る住民への市政に対する懇話会、懇談会とは別に、しっかりとした会合を持っていきたいと。そこで、私たちの気持ちを十分お伝えをしてご理解をいただこうと、こういうことで、今誠心誠意、計画、それからそのときに提示する資料等も作成をしております。これについては、ご指摘のとおり、しっかり努めていきたいと、このように思います。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 重ねて市長の執行者の責任者に対して、私は質問したいんですが、今回の一連のこの再編計画、いわゆる新たなサービスというようなことで、本当に新たな予算を充当する、そういう場合が非常に多いわけです。この点について、ぜひこれを成功させるためには、いわゆる市長の本当に予算に対する配慮の決断が必要と思いますが、この再編計画について、市長はどのような姿勢で取り組んでいくのか、ちょっと聞きたいと思います。

議長（大黒孝行君） 市長。

市長（石井直樹君） 大川議員のおっしゃるとおりでございます。当然、住民サービスが低下をしないような形の中で市政運営はしていくというのは基本でございますので、当然のことながら、そういう問題点も含めて、住民の方が納得できるような施設再編ということは考えていきたい、これは基本というふうに考えております。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） これ、市長に要望ですが、できましたら、いわゆる市政の懇談会以外に、教育委員会がここは重要だという、いわゆる住民対話については、市長も積極的にそこへ参加して意見を聞くと、こういう姿勢をぜひお願いをして質問を終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はありませんか。

4番。

4番（土屋雄二君） 子育て支援センターをつくるときに、ちょうどこの場所だと思うんですけども、中学生の送り迎えのお母さんたちの車が非常に多く出入りして、交通事故も多く、適地ではないということで、子育て支援センターをサンワークの奥へつくったという実例がありますが、交通安全についてどのような認識を持っているのかお伺いいたします。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） その件につきましては、今の現状のこの間新しく駐車場をつくり直した場所がございます。その造成をすることによって、山を切る、そして盛るとい

うような形で敷地をつくる考えでございます。

そういう中で、やはり取り合い道路というんでしょうか進入路、それにつきましては、やっぱりしっかりと検討していかなければならないということがございます。そういう中で、ちょっと私も詳しいことまではわかりませんが、敷根1号の一番高いところ、あの道路を少し下げるとか、あるいは手前のほうから入る道をつくるようにするとか、いろいろな考え方があるようでございます。

そういう中で、今回お願いしている測量業務あるわけでございますが、その中で、その測量をもとに、また、この10月に入札がございますこの認定こども園の基本計画を今コンサルタント委託するわけでございますが、測量をもとに、またコンサルタント業者と調整をしながら、どのような安全な道路入り口をつくるか、そういうものを検討していく方向で今考えておりますので、直接今の新しくつくった駐車場のところに入るというようなことにはならないというふうに考えております。

議長（大黒孝行君） 4番。

4番（土屋雄二君） あの場所には携帯の塔がありますが、あの対処はどうしますか。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） これにつきましては、NTTさんとも賃貸借契約の中で、公共用にあの場所をつくる場合には移転するというような条項がございまして、今後の協議になっていくわけでございますが、NTTさんと協議を進めていくということで考えております。

議長（大黒孝行君） 4番。

4番（土屋雄二君） 要望ですが、できましたら委員会に配置図等を提出していただきたいと思えます。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

2番。

2番（小泉孝敬君） ただいまの認定の場所等の説明をしていただいているんですが、すべてが高台にありきというふうなところから出発していると思うんですが、そこに決めた経過、いわゆる保護者等への説明ですとか、最終的にいつそこへ決定されたのか、その決定日と、先ほど説明の中で、市有地が最優先みたいな答弁だったと思うんですが、むしろ安全が第一であったら、それは市有地、民有地も含めていろいろなところを候補が出たというんですけ

れども、具体的にじゃ、どういったところがそういうので出ているのか、出したとすれば、そういった諮問委員会で、こういった場所もこういった場所もあるんだというふうな具体的な意見が出たなら、それをちょっと教えてほしいなど。いわゆる、すべてが高台に行くのが正解かどうかをもう一度立ちどまって考えてみる必要があるんじゃないかというふうに私なんかは思いますので、その辺を聞きたいと思います。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 敷根にいつ決定したのかということですが、これにつきましては、この前も一般質問の中でお答えさせていただいたんですが、庁内検討委員会の中で決定したということですが、たしか9月2日の庁内検討委員会で決定をいたしました。

そして、ほかにどのような場所を検討したのかというふうなことでございますが、やはり先ほど来、計画に基づいて、どこからも通いやすい場所というようなことで、まず、敷根を考えたこと、そして、あと白浜への旧道の中、その辺、そういうことを考えましたが、やはり、何と云うんでしょうか、第3から余り遠くないところで、高台で、取り合い道路等について大きな負担がかからないようなところ、そういうところを考えていったときには、やはり、もう敷根しか残らなかったというようなことでございます。

特に、白浜への旧道等でございますと、もともと道が狭いというようなことで、そこに行くまでも大変というようなことがございまして、やはり候補にはなり得なかったというようなことでございます。

すべてが高台ということですが、庁舎にしる、認定こども園にしる、やはり安全が確保できるというようなこと、そして、庁舎について言えば、当然津波等で庁舎自体に被害が及んだときには初動活動ができないと、そういうことがございますもので、そういう中で、高台ということで施設については検討が進んでいるという実情ではないかと思っております。

議長（大黒孝行君） 2番。

2番（小泉孝敬君） 保護者へのそういった説明等も、ある程度今の段階では済んでいるということですが。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） これから説明ということですが。

結局、9月5日に、庁の内部で決定はしたわけですが、これは議会として決定は

いただけないというふうに考えております。

結局、この第3はもうそこには建てません。その報告では、やはりじゃどこへつくるんだというようなことで、十分な説明会にならないというふうに考えておりましたもので、場所が正式に決定してから、保護者、地域の方々には説明したいということで、先ほど申しましたように、この議会が終わった後で報告をするということで説明会を予定しているところでございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（竹内清二君） すみません、多分これ、委員会のほうでまた細かく質問が出てくると思うんですけども、1つだけちょっとこの場で明確にさせていただきたいのが、先ほど来、いろいろな検討をしますや説明会これから行いますということで、本来であれば、スケジュール的にこの議会に出せないような案件のような気がいたします。余りにも検討事項が多い中で、今回なぜこの9月議会でこの条例案を可決しなければいけないのか。4月1日からの施行開始に対して、今回じゃないといけないスケジュールの理由をお聞かせください。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 今後、保育所につきましては、入所の申請、保護者から自分の子供を入所させたいという申請があるわけでございます。それが10月から始まります。

そのようなことから、入所の受け付けの広報を10月には出さなければならぬ時期になっております。そういう中で、この第3保育所のある、なしが決まっていない状態では、条例上は第3保育所の申請を受け付けなければならないというようなことになってしまいますので、この9月議会にさせていただいたところでございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第38号議案は総務文教委員会に付託をいたします。

ここで午後1時15分まで休憩をいたします。

午後 0時14分休憩

午後 1時15分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第39号～議第47号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第40号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第41号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第42号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第43号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第44号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第45号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第46号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第47号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上9件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）から議第46号 下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、一括してご説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

初めに、議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）でございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では普通交付税、防災関連等県支出金、観光関連補助金、繰越金それぞれの増額と地方特例交付金、個人市民税、入湯税の減額でございます。

歳出では、財政調整基金積立金、防災対策事業費、観光関連事業費、道路・橋梁維持事業費、第4分団移転事業費、それぞれの追加でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成23年度下田市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,914万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ92億8,288万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから6ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の7ページをお開きください。

債務負担行為の追加は1件で、事項はGISシステム保守委託料、期間は平成23年度より平成28年度、限度額は事業予定額259万6,000円の範囲内で、GISシステム保守委託契約を平成23年度において締結し、平成23年度予算計上額13万円を超える金額246万6,000円については、平成24年度以降において支払うものでございます。

1ページに戻っていただき、第3条は地方債の補正で、第1項地方債の追加は「第3表地方債補正 1、追加」による、第2項地方債の変更は「第3表地方債補正 2、変更」によるということで、補正予算書の8ページをお開きください。

1、地方債の追加は1件でございます、第4分団詰所建設事業を追加するもので、限度額は1,600万円で、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりでございます。2、変更は、臨時財政対策債で、平成23年度の発行限度額が確定したことにより320万円減額し、総額を4億4,680万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、9款1項1目1節地方特例交付金858万3,000円の減額は、児童手当及び子ども手当特例交付金、減収補てん特例交付金それぞれの確定によるもの、10款1項1目1節普通交付税9,715万3,000円の増額は、平成23年度交付税算定によるもの、17款1項1目1節一般寄附金1万円の増額は、1件の一般寄附、17款1項2目1節総務費寄附金35万円の増額は、2件のふるさと応援寄附、19款1項1目1節繰越金2億6,481万1,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの、21款1項3目1節消防債1,600万円の増額は、第4分団詰所建設事業にかかるもの、21款1項4目1節臨時財政対策債320万円の減額は、発行限度額の確定によるもの。

総務課関係、15款3項5目1節県費・権限委譲事務交付金22万5,000円の増額は、交付額の確定によるもの、20款4項4目15節保険金受入金103万9,000円増額は、7件分の保険金の受け入れ、20款4項4目17節雑入80万6,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与受入金。

4ページ、5ページをお開きください。

税務課関係、1款1項1目1節市民税、個人現年課税分5,000万円の減額は、人口減、市



内経済低迷等によるもの、1款6項1目1節入湯税、現年課税分1,000万円の減額は、6月期までの調定減によるもの。

市民課関係、15款2項1目2節県費地方防災対策費補助金58万円の増額は、地域防災対策事業に対する補助金、20款4項3目2節一部事務組合過年度収入528万1,000円の増額は、前年度決算確定により伊豆斎場組合、下田地区消防組合より負担金精算分を受け入れるもの、20款4項4目17節雑入760万円の増額は、都市自治振興協会防災対策事業交付金、第4分団詰所建物移転補償費、コミュニティ助成事業助成金を受け入れるもの。

福祉事務所関係、12款2項1目1節社会福祉費負担金15万5,000円の増額は、老人ホーム入所措置者徴収金、14款3項2目2節国庫・児童福祉費委託金12万4,000円の増額は、子ども手当事務費、15款1項1目7節県費・災害救助費負担金330万円の増額は、東日本大震災被災者受入経費負担金を受け入れるもの、15款2項2目1節県費・社会福祉費補助金300万円の増額は、重度心身障害児(者)医療助成の受け入れ、15款2項2目3節県費・児童福祉費補助金10万1,000円の増額は、児童虐待防止啓発事業に対する補助金、20款4項3目1節民生費過年度収入739万8,000円の増額は、前年度決算確定による生活保護、児童手当、子ども手当の国・県負担金の精算分を受け入れるもの。

健康増進課関係、18款1項3目1節介護保険特別会計繰入金453万8,000円の増額と18款1項4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金240万8,000円の増額は、前年度決算確定による精算分を受け入れるもの。

6ページ、7ページをお開きください。

環境対策課関係、20款4項3目2節一部事務組合過年度収入189万6,000円の増額は、前年度決算確定に伴う南豆衛生プラント組合負担金の精算によるもの。

産業振興課関係、12款1項1目2節農業費分担金80万円の増額は、7月7日発生梅雨前線降雨災害・公共農地災害復旧事業受益者分担金を受け入れるもの、14款2項6目1節国庫・農林水産施設災害復旧費補助金60万円の増額は、7月7日発生梅雨前線降雨災害・公共農地災害復旧事業国庫補助金の受け入れ、15款2項4目1節県費・農業費補助金96万3,000円の増額は、戸別所得補償推進事業費補助金が新たな交付要綱の制定により、静岡県水田営農対策協議会からの助成金から静岡県からの補助金となったことによる組み替え、15款2項4目2節県費・林業費補助金60万円の増額は、吉佐美地区市営治山事業に対する補助金、15款2項5目1節県費・商工費補助金523万2,000円の増額は、観光再生プロジェクト事業に対する補助金、20款4項4目17節雑入96万3,000円の減額は、戸別所得補償制度推進事業補助金へ

組み替えるもの。

観光交流課関係、15款2項5目2節県費・観光施設整備費補助金300万円の増額は、ジオサイト整備事業補助金、15款2項5目3節県費・地域支援推進事業費補助金380万円の増額は、30カラース、キャンドルカフェ等観光まちづくり事業に対する補助金、20款4項4目17節雑入700万円の増額は、伊豆観光圏情報一元化事業に対する財団法人地域総合整備事業財団助成金。

建設課関係、13款1項6目4節住宅使用料は財源充当の組み替え、14款2項4目1節国庫・住宅費補助金202万5,000円の増額と15款2項6目1節県費・住宅費補助金151万9,000円の増額は、我が家の耐震診断に対する補助金、20款4項4目15節保険金受入金55万円の増額は、市道須崎海岸線における車両物損事故の保険金受け入れ、20款4項4目17節雑入17万2,000円の増額は、県道下田南伊豆線拡幅工事に伴う道路用地補償費。

選挙管理委員会関係、15款3項1目3節県費・選挙費委託金114万9,000円の減額は、静岡県議会議員選挙委託金の確定によるものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございますが、議会事務所関係、1款1項1目0001議会事務120万3,000円の減額は、職員人件費。

企画財政課関係、2款1項7目0240地域振興事業515万2,000円の減額は、職員人件費の減額と地区集会所建築補助金の増額によるもの、2款1項16目0380財政調整基金2億3,500万円の増額は、前年度繰越金、下水道長期債利息軽減相当額等を積み立てるもの、2款1項21目0405ふるさと応援基金35万円の増額は、2件の寄附金を積み立てるもの、2款5項1目0650統計調査総務事務12万円の減額は、職員人件費、2款9項1目0910電算処理総務事務387万8,000円の増額は、職員人件費、11款1項2目7710起債利子償還事務837万2,000円の減額は、平成22年度分長期債借入利率の確定によるもの、12款1項1目予備費687万4,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

総務課関係、2款1項1目0100総務関係人件費1,690万6,000円の増額は、職員人件費、退職手当負担金の追加、2款1項2目0112職員研修事業13万7,000円の増額は、職員研修を充実させるもの、2款1項4目0172広報広聴事業49万円の減額は、広報しもだ印刷製本費入札差金、2款1項5目0210財産管理事務289万5,000円の増額は、旧樋村邸耐震診断業務委託、下田公園下2棟の建物解体工事それぞれの追加、2款1項12目0350工事検査事務30万4,000円の減額は、職員人件費。

出納室関係、2款1項10目0320会計管理事務462万5,000円の減額は、職員人件費。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務407万4,000円の増額は、職員人件費、2款2項2目0472市税徴収事務300万円の増額は、法人市民税還付金の追加。

市民課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務61万7,000円の減額は、職員人件費、2款8項1目0860地域防災対策総務事務914万5,000円の増額は、職員人件費、災害用備蓄品、防災用品の購入費、GISシステムソフトウェア購入費、同保守委託の追加でございます。

10ページ、11ページをお願いします。

2款8項1目0861地域防災組織育成事業692万8,000円の増額は、防災備品の購入費、下田市自主防災会活性化事業補助金の追加、8款1項1目5800下田地区消防組合負担事務189万3,000円の増額は、平成23年度勸奨退職、警防備品購入に伴う負担金の追加、8款1項2目5810消防団活動推進事業414万5,000円の増額は、職員人件費の減額、東日本大震災による消防団員等公務災害補償等共済基金負担金の掛金改定による増額によるもの、8款1項3目5862第4分団詰所建設事業2,955万4,000円の増額は、県道拡幅に伴う第4分団詰所移転にかかる経費を追加するもの。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務430万7,000円の増額は、職員人件費、3款1項2目1052在宅身体障害児(者)援護事業715万8,000円の増額は、重度身体障害者医療扶助費の追加と前年度決算確定による自立支援医療費等の国・県への返還金、3款1項5目1120障害者福祉サービス事業203万円の増額は、前年度決算確定に伴う障害者福祉サービス費の国・県への返還金、3款2項1目1201老人福祉施設入所措置事業330万円の増額は、老人ホーム入所者2名の増加に伴い措置費を追加するもの、3款3項1目1450家庭児童相談事業10万1,000円の増額は、児童虐待防止啓発グッズの購入費、3款3項2目1500児童手当支給事業9万5,000円の増額は、前年度決算確定に伴う被用者児童手当負担金と被用者小学校終了前特例給付負担金の国への返還金の追加、3款3項7目1700母子家庭等援護事業40万5,000円の増額は、前年度決算確定に伴う児童入所施設措置費国庫負担金の国・県への返還金、3款4項1目1750生活保護総務事務26万7,000円の減額は、職員人件費、3款4項1目1752生活保護適正実施推進事業157万7,000円の増額は、前年度決算確定に伴うセーフティネット支援対策等事業費補助金の国への返還金。

健康増進課関係、3款2項6目1420介護保険施設等対策事業1万円の増額は、前年度決算確定に伴う社会福祉法人等による利用者負担減免事業補助金の県への返還金、3款6項1目1850国民年金事務61万5,000円の減額は、職員人件費、3款7項1目1901国民健康保険会計

繰出金470万8,000円の減額は、国民健康保険事業特別会計繰出金のうち、職員人件費減額相当額の繰出金を減とするもの、3款8項1目1950介護保険会計繰出金18万7,000円の減額は、介護保険特別会計繰出金のうち、職員人件費減額相当額の繰出金を減とするもの、3款9項1目1960後期高齢者医療事業81万5,000円の増額は、職員人件費と静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の追加、3款9項1目1965後期高齢者医療会計繰出金8万5,000円の減額は、人件費減額相当額の繰出金を減とするもの、4款1項1目2000保健衛生総務事務83万5,000円の減額は、職員人件費、4款2項1目2150健康増進事業59万8,000円の減額は、車両購入入札差金でございます。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務263万5,000円の減額は、職員人件費。

12ページ、13ページをお開きください。

4款3項3目2280ごみ収集事務6万円の増額は、職員人件費、4款3項3目2281ごみ収集車両管理事業16万4,000円の減額は、車両購入入札差金、4款3項4目2300焼却場管理事務332万2,000円の増額は、職員人件費の減、機器修繕類の追加、ごみ焼却設備清掃業務委託入札差金の減によるもの、4款3項6目2400南豆衛生プラント組合負担事務208万7,000円の増額は、A重油単価の上昇等に伴う負担金の追加、4款4項1目2410水道事業会計繰出金14万2,000円の減額は、水道事業会計職員、子ども手当分の繰出金を減とするもの。

産業振興課関係、5款1項2目3050農業総務事務701万3,000円の増額は、職員人件費、5款1項5目3200農用施設維持管理事業162万4,000円の増額は、職員人件費、農業用施設維持補修工事、補修用資材の追加、5款1項6目3250基幹集落センター管理運営事業43万8,000円の増額は、エアコン修繕料、庁用備品購入費の追加、5款2項3目3450保健休養林管理事業30万円の増額は、爪木崎自然公園芝生広場四阿の修繕料、5款2項6目3560市営治山事業100万円の増額は、吉佐美地区市営治山事業の追加、5款4項2目3750漁港管理事業175万円の増額は、多々戸漁港防砂堤修繕工事の追加、5款4項3目3800須崎漁港水産基盤整備事業306万7,000円の減額は、職員人件費、10款1項2目7052公共農地災害復旧事業200万円の増額は、北湯ヶ野地内水田の災害復旧費の追加。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光総務事務39万4,000円の減額は、職員人件費の減とフラワー都市交流連絡協議会総会中止に伴う負担金の減によるもの、6款2項2目4252観光振興推進事業700万円の増額は、伊豆観光圏整備推進協議会の伊豆観光圏情報提供一元化事業に対する補助金の追加、6款2項2目4253観光再生プロジェクト事業523万2,000円の増額は、伝統芸能継承者育成業務委託の追加、6款2項3目4357伊豆半島ジオパーク推進整備

事業545万7,000円の増額は、ジオサイト整備事業関連経費の追加。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務334万5,000円の増額は、職員人件費の減と車両購入費、車両物損事故賠償金追加によるもの、7款2項1目4550道路維持事業1,377万2,000円の増額は、修繕料、維持補修工事費、道路用地購入費の追加、7款2項2目4570交通安全施設整備事業140万円の増額は、交通安全施設設置工事費の追加、7款2項4目4700橋梁維持事業400万円の増額は、横川地内大水橋修繕工事費の追加でございます。

14ページ、15ページをお開きください。

7款3項1目4800河川維持事業23万9,000円の増額は、修繕料、河川協会負担金の追加、7款4項1目5100港湾総務事務2,000円の増額は、静岡県港湾振興協会負担金の追加、7款5項1目5150都市計画総務事務318万1,000円の減額は、職員人件費、7款6項1目5500下水道会計繰出金600万円の減額は、下水道長期債借入利率確定に伴う長期債利子軽減相当額の繰出金を減ずるもの、7款7項1目5600市営住宅維持管理事業130万円の増額は、市営住宅修繕料、上河内住宅ごみ置き場新設工事費の追加、7款7項2目5620住宅改修建替支援事業405万円の増額は、個人住宅耐震診断業務90件の追加。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業314万1,000円の減額は、職員人件費、3款3項4目1600民間保育所事業195万5,000円の増額は、特別障害対象者の増加に伴う多様な保育推進事業補助金の追加と、前年度決算確定に伴う民間保育所運営負担金の国・県への返還金、3款3項5目1650地域保育所管理運営事業241万1,000円の増額は、職員人件費、3款3項9目1747認定こども園建設事業500万円の増額は、認定こども園建設候補地調査測量業務委託の追加、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務201万6,000円の減額は、職員人件費の減と小中学校児童生徒対外派遣補助金の追加によるもの、9款2項1目6050小学校管理事務50万4,000円の増額は、パソコン一斉メール配信システムソフト購入費の追加、9款4項1目6250幼稚園管理事業273万円の減額は、職員人件費、9款7項1目6800学校給食管理運営事業12万9,000円の減額は、職員人件費。

生涯学習課関係、9款5項1目6350社会教育総務事務92万9,000円の減額は、職員人件費、9款5項6目6600図書館管理運営事業46万9,000円の増額は、職員人件費。

選挙管理委員会関係、2款4項3目0575静岡県議会議員選挙事務114万9,000円の減額は、同選挙関連経費の精算によるもの、2款4項4目0576下田市議会議員選挙事務268万9,000円の減額は、同選挙関連経費の精算によるものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

監査委員事務局関係、2款6項1目0700監査委員事務176万7,000円の増額は、職員人件費。  
施設整備室関係、2款1項15目0225新庁舎等建設推進事業361万1,000円の増額は、職員人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第40号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の69ページをお開きください。

平成23年度下田市の稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ404万2,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の70ページから71ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金は24万2,000円の増額で、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、6款1項1目予備費24万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第40号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第41号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の81ページをお開きください。

平成23年度下田市の下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,202万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の82ページから83ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要20ページ、21ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節広場占用料111万7,000円の減額は、バス、タクシーの台数減等に伴うもの、3款1項1目1節繰越金154万円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、4款1項1目予備費42万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第41号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第42号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の93ページをお開きください。

平成23年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ572万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,690万9,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の94ページ、95ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要22ページから23ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目2節療養給付費交付金過年度分918万7,000円の増額は、過年度分の確定に伴い交付を受けるもの、9款1項1目2節事務費等繰入金470万8,000円の減額は、職員人件費減額分を減額するもの、10款1項1目1節繰越金124万7,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務581万5,000円の減額は、職員人件費、1款2項1目8321国民健康保険徴収事務110万7,000円の増額は、職員人件費、11

款 1 項 3 目 8530 国民健康保険償還金事務 1,686 万 7,000 円の増額は、決算確定に伴い前年度退職者医療療養給付費交付金が追加交付となったため返還金の予算を減額、一般医療給付費負担金及び特定健康診査等負担金は、前年度負担金が超過交付となり返還金を追加するものでございます。

12 款 1 項 1 目 国民健康保険予備費 643 万 3,000 円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第 42 号 平成 23 年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第 43 号 平成 23 年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の 109 ページをお開きください。

平成 23 年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるもので、第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,907 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 807 万 5,000 円とするものでございます。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の 110 ページ、111 ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要 24 ページから 25 ページをお開きください。

歳入でございますが、8 款 1 項 4 目 1 節職員給与費等繰入金 18 万 7,000 円の減額は、職員人件費の減によるもの、9 款 1 項 1 目 1 節繰越金 1,493 万 2,000 円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの、10 款 3 項 5 目 1 節介護保険過年度収入 433 万円の増額は、介護給付費の確定により、支払基金より 326 万 2,000 円、静岡県より 106 万 8,000 円を過年度収入として受け入れるものでございます。

歳出でございますが、1 款 1 項 1 目 9200 介護保険総務事務 18 万 7,000 円の減額は、職員人件費、6 款 1 項 1 目 9375 介護給付費準備基金積立金 256 万 8,000 円の増額は、決算確定に伴い基金へ積み立てるもの、7 款 1 項 2 目 9396 第 1 号被保険者保険料還付金 24 万 7,000 円の増額は、平成 22 年度決算に含まれる保険料の還付未済額を追加計上したもの、同 3 目 9397 介護保険償還金事務 1,190 万 9,000 円の増額は、決算確定に伴い返還金が確定し国・県支払基金にそれぞれ返還するもの、7 款 2 項 1 目 9398 介護保険一般会計繰出金 453 万 8,000 円の増額は、決



算確定に伴い一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第43号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第44号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の123ページをお開きください。

平成23年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億340万1,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の124ページ、125ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要26ページ、27ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目特別徴収保険料1節現年度分630万7,000円の減額、同2目普通徴収保険料1節現年度分883万7,000円の増額、同2節滞納繰越分69万1,000円の減額は、それぞれ見込みによる増減、3款1項1目1節事務費繰入金8万5,000円の減額は、人事異動に伴うもの、4款1項1目1節繰越金264万7,000円の増額は、決算確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務8万5,000円の減額は、職員人件費、2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金207万8,000円の増額は、保険料の見込みにより納付金に変更となるもの、3款2項1目8780他会計繰出金240万8,000円の増額は、前年度決算確定に伴い一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第44号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第45号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の137ページをお開きください。

平成23年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる

もので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,785万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の138ページ、139ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要28ページ、29ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目1節繰越金55万3,000円の増額は、前年度繰越金確定によるものでございます。

歳出でございますが、3款1項1目予備費55万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第45号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第46号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の149ページをお開きください。

平成23年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,318万7,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の150ページ、151ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要30ページ、31ページをお開きください。

歳入でございますが、5款1項1目1節一般会計繰入金600万円の減額は、長期債利子軽減相当額を減額するもの、6款1項1目1節繰越金1,018万7,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8800下水道総務事務34万3,000円の減額は、職員人件

費、1款2項1目8810下水道管渠維持管理事業190万円の増額は、6カ所のマンホール修繕料100万円と取付管取り出し3カ所の委託料90万円を追加するもの、同2目8820下水道施設管理事業220万4,000円の増額は、浄化センター機器類の修繕料160万円、汚泥処分委託70万円、施設管理備品120万円を追加する一方、水質検査業務委託入札差金129万6,000円を減額するもの、2款1項3目8833下水道施設等更新事業27万円の減額は、職員人件費、3款1項2目8860下水道起債利子償還事務614万4,000円の減額は、平成22年度発行債の利率確定に伴う長期債利子の減額、4款1項1目予備費684万円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）から議第46号 下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

上下水道課長（藤井睦郎君） それでは、引き続き水道事業会計の補正予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

議第47号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

予算書の1ページをお開きください。

補正第2号の主な内容でございますが、収益的収入におきましては、人件費減に伴う他会計補助金の減、収益的支出におきましては、人件費調整の増減、決算確定に伴う減価償却費の増、平成22年度借入企業債の利率確定による支払利息の減額でございます。

資本的支出におきましては、人件費の調整でございます。

まず、第1条でございますが、平成23年度下田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、平成23年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第4号は、主要な建設改良事業として改良工事費3億1,370万9,000円を3億1,042万2,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、収入で第1款水道事業収益を14万2,000円減額し7億5,391万2,000円とするもので、その内訳といたしまして、第2項営業外収益を14万2,000円減額し547万7,000円とするものでございます。

支出、第1款水道事業費用を920万7,000円増額し6億8,630万6,000円とするもので、その

内訳といたしまして、第1項営業費用を1,159万6,000円増額し5億5,564万5,000円に、第2項営業外費用を238万9,000円減額し1億2,166万1,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中「不足する額3億2,249万8,000円」を「不足する額3億1,921万1,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,446万円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,446万4,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億2,375万6,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億3,573万6,000円」に、「減債積立金8,428万2,000円」を「減債積立金6,901万1,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を328万7,000円減額し5億6,311万3,000円とするもので、その内訳といたしまして、第1項建設改良費を328万7,000円減額し3億2,490万3,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第8条を次のとおり補正するものといたしまして、第1号は、職員給与費1億1,132万1,000円を1億765万円に改め、第6条は、他会計からの補助金として、予算第9条を次のとおり補正するものといたしまして、第1号は、子ども手当補助金96万4,000円を82万2,000円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出でございます。

収入で、1款水道事業収益は14万2,000円減額し7億5,391万2,000円とするものでございます。

2項営業外収益は14万2,000円減額し547万7,000円とするもので、その内訳といたしまして、2目他会計繰入金14万2,000円の減額は、人件費の調整による子ども手当補助金の減額によるものです。

次に支出で、1款水道事業費用は920万7,000円増額し6億8,630万6,000円とするものでございます。

1項営業費用は、1,159万6,000円増額し5億5,564万5,000円とするもので、内訳といたしまして、1目原水及び浄水費から5目総係費の増減額は人件費の調整、6目減価償却費1,198万円の増額は、決算確定によるものでございます。

2項営業外費用は、238万9,000円減額し1億2,166万1,000円とするもので、内訳といたし

まして、1目支払利息及び企業債取扱諸費238万円の減額は、企業債借入利率の確定によるもので、2目消費税及び地方消費税9,000円の減額は、人件費の調整によるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

資本的支出でございます。

支出で、1款資本的支出は、328万7,000円減額し5億6,311万3,000円とするもので、内訳といたしまして、1項建設改良費、1目改良工事費328万7,000円の減額は、人件費の調整によるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は、4,120万7,000円増額し12億1,871万7,000円とするものでございます。

支払資金は、303万9,000円減額し10億1,469万7,000円とするものでございます。

この結果、資金残高2億402万円を予定するものでございます。

8ページ、9ページは、給与明細になっておりますので説明を省略させていただきます。

10ページ、11ページは、平成22年度下田市水道事業確定貸借対照表で、さきの決算にて説明しておりますので、説明を省略させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

確定貸借対照表に補正第2号の予定額を増減したもので、12ページ末尾に記載してありますように、資産合計は65億4,464万9,000円となるものでございます。

13ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は65億4,464万9,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

14ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益7億1,279万6,000円から、2の営業費用5億4,622万7,000円を差し引きますと、営業利益は1億6,656万9,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益547万2,000円から4の営業外費用1億1,070万6,000円を差し引きますと、マイナス1億523万4,000円となり、この結果、経常利益は6,133万5,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益5,233万6,000円を予定しているものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第47号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 議第39号から議第47号までについて当局の説明は終わりました。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 2時 5分休憩

午後 2時15分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第39号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。10番。

10番（田坂富代君） 簡単に2点ほど質問をさせていただきます。

平成23年度の地方財政計画によれば、地方財政の健全化という視点から臨時財政対策債の減、それから地方交付税総額における特別地方交付税の割合を引き下げる、こういうことになっていったと思います。そのあたりが地方交付税を普通地方交付税の増える要因の1つにはなっていないかと思えます。そして、地域活性化雇用等対策費の上乗せ分に対応した加算分、そういったものも影響があるのかなというふうに推測はしたんですが、そのほか、今回の普通地方交付税15万3,000円、その増額補正が出ているわけですが、この要因をご説明をいただきたいと思えます。

それから、2番目に財産管理事務、樋村邸耐震診断業務委託、これが24ページに出ておりますが220万円。耐震業務委託ということは、残すということが前提で耐震業務委託を出すということなのかなというふうに思うんですが、全協で将来的には壊すというような発言もあったように記憶しているんですが、この耐震業務委託、旧樋村邸に関して利用計画があるのかなのか、そこをお伺いをいたします。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 交付税の関係でございますけれども、今回9,700万円強増額補正をさせてもらっておりますけれども、当初予算に対して増えた要因といたしましては、基準財政収入額の減、それから基準財政需要額の増というのが、要因といたしますか、当初予算の推計ですので増えた要素でございます。

特に、基準財政収入額の減の原因なんですが、地方消費税交付金の減、それからたばこ税の算入減とかそういうものがございまして。それから、財政需要額の増の原因につきましては、人口10万人以下の算定につきましては、厚く配分するという国の方針がありまして、配分の係数、それが増えているといったような状況で、たまたま当初予算に比べて9,700万円強増額になっておりますけれども、決して去年より増えているわけではありませんで、去年、平成22年度の普通交付税は今年度と比べまして123万7,000円の増額だけです。本来はもう少し増えてもよかったんですけども、国勢調査の速報値が生きておりまして、この分の影響額が大体9,500万円その分が減っております。本来人口が1,500人減っておりますので、この分が9,500万円減っております。本来、もともとの平成17年度の国調の人口であれば、もう1億円弱増えたという結果になっております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 耐震診断のお話ですけれども、たしか2月15日に開催されました全員協議会の場において、亡樋村たみ子遺言執行者からの遺贈についてということでの報告をさせていただいた案件でございまして、確かに全員協議会の場におきまして、田坂議員からは、建物の活用について余計な出費がかさむのではないかと、また、伊藤議員のほうからは、今後の有効活用について検討委員会は基本的にどのような方向性でやっていくのかというようなご質問があったかと思っております。

そのときに私のほうから、建築年次から見て、耐震性のない建物というのはわかり切っているというようなことで、なぜわかり切っているというのは、これ樋村邸、昭和31年建築の建物と、途中昭和46年に増築をした建物でございまして、そういったこともありまして、私のほうの考え方としては、取り壊す方向での検討を委員の皆様をお願いをしたいという答弁をさせていただいたように記憶をしております。

その後、3回ほどの検討委員会を重ねているわけですけれども、第1回目の検討委員会、これは5月30日に開催をさせていただきました。そのときに、指定史跡の御番所跡地ということもあり、できる限り寄附者の思いを生かしつつ活用に向けた議論をというふうなお話になりまして、現地調査をさせていただきました。

その結果、思っていたよりもクラックもなく、岩盤質の土地でもあり、基礎もよいのではと。地震、津波を考えなければ、一級の景勝地で建物も当初思っていた以上にしっかりしていると、こういうようなことで利活用のための耐震診断を実施しようということで、今回

提出をさせていただいたことでございます。

それで、利活用の計画があるのかというようなご質問でございますけれども、まだ検討委員会の中で決定はしてございませんけれども、この耐震診断、この結果、どれだけの金額がかかるのかとかいろいろあるかと思っておりますけれども、今時点の案といたしましては、御番所跡地であるということから、看板等、前面側の庭の芝生等の整備、これはしょうじやないかというようなお話にはなっています。

また、ある研究社から、海辺の自然観察とか海藻おしばづくりの拠点としての活用の提案がありまして、この下田市のまちづくりに合っているのではないかというような今議論がされているところでございます。

いずれにいたしましても、耐震診断の結果、どれだけの費用がかかるのかによっても変わってこようかとは思っています。

以上です。

議長（大黒孝行君） 10番。

10番（田坂富代君） これは、細かいことは総務文教常任委員会のほうで議論ということになるかと思いますが、ベースとして、旧澤村邸をいただいたときに、この澤村邸が考えた以上の経費がかかってきている、私はそのように思っています。

旧樋村邸を残すことによる将来負わなければならない負担に対してどのように考えているのか、ご説明をお願いします。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 今回、今総務課長が答弁したように、耐震補強の調査をやらせていただきますけれども、あの建物全体を今後活用できるとしても、すべて耐震補強をすとか、内装をすとかということは考えてはおりません。

今説明いたしましたように、2回目の増築がありまして、やはり増築のほうについては、総務課長も述べましたけれども、検討委員会の全員で現地を見た結果、大変強度も確保されているのではなかろうかと。ですから、耐震調査の結果、生かすべきところと生かさないとところを仕分けをしたいなというふうに思っております。

そうした中で、生かせる部分がこの部分ということが決まりましたら、若干内装も手を入れなければならないと思っておりますけれども、やはり利活用については、総務課長述べたように、下田市の資産、資源を生かせるような活用の仕方、例えば、あの大浦湾には大変な海藻、すばらしい水域といえますか、ございます。あの地震以来、海辺の公的な施設という



のは大変利活用が難しいんですけれども、やはり利活用する中でも、何かのときには高台に逃げられるというような避難路の確保をしながら、あの地域を生かすべきだ、あの土地を生かすべきだという結論にはなっておりまして、この部分だけを耐震補強すれば、それに合った利活用ができるということであれば、今言ったような誘客、または教育的にも十分に使える場所にある、また施設でもあろうということで、まだ最終的な結論は出ておりませんが、今言いましたように、耐震の調査の結果での報告を待って、最終的には詰めたいというふうに思っております。

ですから、今議員は、澤村邸に予想以上の投資をしたということでございます、確かに。しかしながら、あの地域は、現地も見ただけのことになっているようでございますので、ぜひ全体の景観の中で判断をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 10番。

10番（田坂富代君） 先ほどの総務課長のお話の中で、ある研究者からの提案があったということがお話をされたわけですが、この予算が上がってくることに對していろいろな背景があったことは予想がされます。その中で、あくまでも市民からの税金を投入することに、それが合っているか合っていないか、そういうことをきちんと踏まえ、また、将来的な負担に対して全く見えないという中で、果たしていいのか。そういうことを考えますと、そう簡単な話ではないだろうなと。この220万円がどれだけ大きなことになっていくのか、沢村邸でしっかり勉強したわけですから、その辺のこともよく考えて判断しなくてはいけないだろうなというふうに思っております。

終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 幾つかお聞きします。

まず、0240の事業ですが、地域振興事業、地区集会場建築補助金が89万5,000円追加になっていますが、具体的には地区集会所というのはどこのことを指して、どのような修繕とかそういうようなことをするのか、これについてまずお聞きします。

次に、0860、31ページ、地域防災対策でGISシステムというのが出ていますが、これが具体的にどういうふうなものを指すのか、それを教えてください。

それと、0861自主防災のほうにかなりの予算がついていますね、486万円、防災用品、備

品で206万円、合わせて692万円の追加の補正が出ていますが、この具体的な内容はどのようなものになるか教えてください。

それと、203ページの3560市営治山事業、吉佐美地区市営治山工事、これは初めて聞くもので、これ具体的に吉佐美のどの辺のところをどのように工事するのか、これについて説明をお願いします。

あと、すみません、いっぱいありますけれども、4357ジオサイト整備工事という540万円が出ております。観光予算がかなりこの辺いっぱいあるので、みんな説明求められると思うんですが、ジオサイト整備工事というのは具体的にどのような内容をしているのか。これ、県が進めているジオパーク構想の一環だと思いますが、ジオパークというのはなかなか言われているほど観光資産として生かすのはかなり難しい。特に人材を育成しなければなかなか難しいと思いますので、まだジオサイト整備工事の内容を聞いていませんが、こういうふうなことを進めるのであれば、人材育成ですか、ジオサイト、ジオパーク構想についてちゃんとそれを説明しながらやれるような、そういう人材も必要だと思いますが、そこら辺のところも一緒にやっているのかどうなのか。このジオパーク構想についての市の取り組みについてお聞かせください。

それと、あとはほかの人が観光のほう聞くとしますので、あともう一つ、住宅改修で400万円からの追加補正が出ていますが、これはそれだけいっぱい要望が出てきた、特に東日本大震災後、自分の家を耐震調査してくれというところがこれだけ増えてきたのかなというふうには思うんですが、この実態についてちょっと教えてください。

とりあえず、以上お願いします。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 240地域振興事業の中の地域集会所建築補助金でございますけれども、これにつきましては新田区の公会堂の雨漏りが激しいということで、修繕ということで40%ほどの補助の補助率で算定しまして、事業費が370万円ほどの事業だそうです、これの40%の補助率ということで、なおかつ、あそこ賃貸で貸している部分がありますので、その分の面積を控除して、その出た金額が89万5,000円弱ということになっております。

内容は、屋上に屋根つけちゃおうかなという、雨漏りがひどいもんですから、本来屋上と側面の壁を一緒にやれば一番効果あるんですけども、そこまでの費用が区としてもないということで、屋根関係をちょっとやろうかというような内容になっております。設計書の内容はちょっと持ってないんですけども、そういうことを聞いております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） 0860事業のGISとは何を指すのかということでございますけれども、GIS、地図情報システムということになるんですけれども、防災本部を設置いたします予定の敷根区にGISを設置しまして、通信回線により庁内ランと接続いたします。そこに、いわゆる防災情報を地図上に表示しまして、災害時有効に活用できるデータの蓄積を図るということを目的として設置を予定しております。

それから、0861事業、自主防災活性化事業補助金ということで486万円予算計上させていただきました。

この内訳ということですので、自主防災会は市内に48ございます。48団体すべてを対象にしまして、まず資機材の購入費を2万円掛ける48団体で96万円計上させていただきました。

それから、もう6月の議会で何度も指摘されました地震対策避難地、避難路の整備ということで、これは48団体に5万円を上限としまして、5万円掛ける48団体で240万円。

それから、今度は海岸線の津波対策ということで、避難地への階段とか手すりとかロープ、誘導表示の設置、これも6月の議会でいつも指摘されたんですけれども、このために上限10万円で15団体、150万円。96万円足す240万円足す150万円で486万円を予算計上して、今議会に提出させていただきました。

以上であります。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 私どもは市営治山事業ということで、これにつきましては、従前に県の治山工事、ダムがつくられているんですが、それに関する工事なんです、場所的には吉佐美の東海バスの車庫といいますかハックがございます。あの国道の反対側の山側に面したところのほらがあるんですが、そこに前に県の治山工事ということで、治水ダムというか砂防ダムみたいなものがあるんですけれども、あそこの治水ということで行ったんですが、その下の下流部にほ場整備やったところがありまして、その流路溝を一部つくったんですけれども、ダムの。それが既存の、もう、すぐ住宅がそばにあるんですけれども、そこへあふれてきて、その水が道路を伝わってほ場整備した田んぼへ流れ込んでしまうというようなことが何回かあったようです。

そういうことで、既存の排水溝に、道路にある排水溝ですけれども、それに接続するというので、その県のほうで施工しました流路溝が、U字溝で600ミリになっておりますけれ

ども、それを14メートル延長して、既設であります道路の排水路に接続すると、そういうことであふれることを防ごうという目的で行う工事でございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） まず、ジオサイトの整備の内容でございますが、1点目が、階段の手すり等を設置するというので、田牛の竜宮窟の入り口の階段及びサンドスキー場への階段への手すりの設置をお願いしてあります。

2点目といたしまして、ジオサイトの説明看板の設置でございますが、これも同じく田牛の竜宮窟と須崎の恵比寿島の2カ所に大型看板の設置、あと爪木崎の柱状節理の説明と柿崎の弁天島及び下田港周辺の説明としまして、一応ペリー上陸記念碑に建てる予定でいますけれども、3カ所に小型看板の設置を予定しているものでございます。

あと、人材育成に関してですが、こちらは、今、伊東のほうが協議会の事務局を持っておりますが、ジオガイドの養成講座というものを開催しております、これは指導者的な立場にもなるというような方を養成しております。下田市からは、自然体験活動推進協議会のほうのメンバーを含めまして4名が参加しているところでございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 個人住宅診断の業務の関係でございますけれども、東日本の大震災以降、市民の関心が高まってきたことに加えて、静岡県の方で、委託なんですけれども、下田市内1,000名の方にダイレクトメールで我が家の簡易診断の推進をされました。そういった影響がありまして、当初10件であった我が家の簡易診断が、90件増やしてという状況でございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） 先ほど、すみません、0861地域防災組織育成事業の中で、防災用備品は何かというご質問がありましたので、それは防災用倉庫1棟、折り畳みリヤカー2台、発電機2台、寝袋20個、ヘルメット40個を予定しております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 大方わかったんですが、GISというのがいまいちよくわかんないん

ですが、これは市の中にそういうふうな設備を設けるといことなんですか。それをどのように生かしていくのかなということが、もうちょっとよくわからなかったんですが、もう一回、細かく、詳しく説明していただけますか。お願いします。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） GISのちょっと説明がわかりにくくて申しわけありませんでした。

まず、下田市役所の庁舎というのは、耐震補強が不可能なため、災害時に当然できないと想定されるわけなので、通信回線に頼ったASP方式のGISは災害時に使用できない可能性があるということで、先ほど申し上げましたけれども、敷根プールにGISを設置いたしまして、通信回線により庁内ランに接続するわけです。その防災本部に保管してある5台のパソコンでGIS、その他の救助活動を支援するという形になります。

これは繰り返しになりますけれども、消火栓とか防犯灯とか要援護者とか、通常防災係で取り扱わないデータも災害時には必要になりますので、庁内ランに接続しているパソコン208台ですか、それでデータの登録、閲覧を可能にして、それから全職員に協力を求め、災害時に有効に活用できるデータの蓄積をしていくということでございます。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 大体わかりましたが、あとは委員会でしっかりやってくれると思います。

最後に1点、さっきちょっと言い忘れたんですが、認定こども園の建設事業、35ページに載っていますが、500万円、建設候補地、その他測量業務委託という500万円の追加で、その前に700万円たしか出ていると思ったんですが、これの調査委託業務でたしか700万円近く出ている、500万円の追加だということなんですか、この事情ですね。そして、認定こども園に関しては、市のほうは庁内検討会でしたか、とにかく第3保険の後では危ないから高台に持ってくるんだというふうなことを言っていますが、それはまだ決定したわけではないですよ。議会のほうに正式な形でこういうふうにしたいというふうな、ここの場所にしたいというふうなこともないわけですし、そこら辺のところの関係、これはもう、何か決定したかのようにこれに載っているのかどうなのか、そこら辺についてのちょっと説明をお願いします。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 多分、鈴木議員さんのおっしゃられた700万円というのは当

初予算の関係だと思うんですが、そちら認定こども園建設に当たっての基本計画の業務委託というようなことで、それとあとボーリング調査、その合計が700万円じゃないかなと思います。

基本計画については、この10月7日に入札というようなことでかかることになっております。それとはまた別のものがございます。

敷根が決まったのではないかと、議会の了解が得られていないのではないかとということでしたが、これ、今日も先ほど申しましたが、庁内検討委員会の中で敷根の場所がいいということを決めさせていただいて、それに基づいて私ども、この500万円の敷根、候補地の測量調査をお願いしているところでございますもので、もうそこに建つことが決まっているということでは私は申し上げておりません。

そういうことで、この予算をご承認いただくことが、そこに建設に向かうのかなということで、私どもが計画を進めるに当たって、その測量のお願いをしているところでございます。議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

11番。

11番（土屋 忍君） 3点ほどですけれども、観光交流課所管の伝統芸能継承者育成業務委託というのが523万2,000円であるわけですが、伝統芸能というのは下田市においてはどのようなを、南伊豆で虎舞というのがあるわけですが、下田市においては伝統芸能というのはどのようなを指しているのかちょっと聞きたいなということと、それから、ジオサイト整備工事540万7,000円、これは県の補助が300万円ぐらい出ている事業ですが、先ほど聞きましたら、サンドスキー場の手すりだとか恵比寿島の手すりとかという説明があったわけですが、このサンドスキー場というのは、何か新聞で見たら、サンドスキー場が壊れたみたいなのをちょっと、台風ですか、14号だったのか忘れましたが、その辺の復旧状況とかちょっとわかたら教えてもらいたいなということと、それともう1点なんですけれども、先ほども出ました個人住宅の耐震診断、90件ぐらいやる補正だという説明がございましたけれども、この耐震診断、下田市では耐震診断はやっているけれども、その後の耐震補強工事が余り進んでいないというような話もあったような気がしたんですけれども、今、下田では耐震診断をすべきこの建物の数、それから耐震診断はそれに対してどれくらい進んでいるのかということと、耐震工事はどれくらいの率で行っているという、その数的なものがわかたらお願いしたい。この耐震診断まではいくんだけれども、その後の耐震補強工事が進まない理由として、やはり莫大なお金がかかるということだと思うんですけれ

ども、今、県ではどれくらいの補助があって、市ではそれに対して補助があるのかどうか、その辺のことをちょっと聞きたいです。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） まず、1点目の伝統芸能というのは下田市においてはどのようなものかということでございますが、これは下田市というよりも、この事業の伝統芸能の業務につきましては、現在、下田芸者、それらの伝統を引き継ぐために必要な知識、あと技術の修得等の研修会を考えております。

これが伝統芸能に入るのかというのはいろいろ議論があると思えますけれども、現在、検番というのものも1つしかなくなりまして、下田には唐人お吉ですとか、民謡下田節、黒船音頭、柳の雨、これは唐人お吉の一人で踊るやつだそうですけれども、そのようなものが実際に芸者さんたちが守ってきた文化として存在しております。

これが、芸者さんたちがいなくなると、これらの文化も、下田にしかないものですから、なくなってしまうというようなこともありまして、ここでは伝統芸能の継承者の育成事業という形を使わせてもらっております。

それと、2点目のジオサイトの関係で、サンドスキー場の関係ですけれども、今議員さんのほうからご指摘がありましたように、9月の台風のときに上から崩れたというのがあります。実際に、今サンドスキーをやるのには一部危険ということがありまして、今通行どめという形にはしてございますが、地元の田牛区とか地元のほうとの協議の中で、来年も教育旅行とかも来るといような形がありますので、来年の1月頃までには地元と市のほうと協力して何とか片づけようというように形では進めております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 簡易診断の関係なんですけれども、下田市で55年以前の住宅戸数は5,120戸です。5,120戸のうち、平成22年度末で605戸の簡易診断を行っております。

それから、県の補助ですけれども、基本が30万円です。さらに、高齢者世帯につきましては、10万円の割り増しがございます。下田市につきましては、単独の部分につきましては、高齢者世帯については、さらに10万円の下田市単独で乗せております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） 芸者さんのことについて余りよく知らないんですけれども、これは

新しい若い人に継承してもらうために、育成をするためというのでこのお金をかけるということでもいいのかということ、それとも検番にその補助金を出して、やってくださいよという話なのか、その辺よくわかりませんもんで、ちょっと教えてもらいたいですけれども。

それから、サンドスキーにつきましてはわかりました。

あと、住宅の先ほど何件終わっているというのをちょっと聞かなかったですけれども、多分かなり低かったような記憶もちょっとあるんですけれども、県で30万円、高齢者についてはプラスアルファで10万円、それから市のほうでは、高齢者世帯にのみ10万円というふうな説明だったと思うんですけれども、やはりこれくらいでは、まずやらないだろうというふうには私も思うわけです。やはり、かなりのお金がこの耐震補強工事についてはかかるわけで、診断で幾ら一生懸命頑張っても、最終的には耐震補強工事がないと、この地震対策には全然つながらないわけで、やはり県の補助30万円も、ジオパークに300万円も出すくらいなら、話を同じにしちゃいけないとは思いますが、やはりもっとこれを県のほうにも要望していくとか、その辺の形で、それこそ100万円ぐらいを、100万円は極端かもしれないけれども、もう出してもらおうような、さらに下田市でもやはりこういう補助というものを具体的に考えていかなければ、やはりこの最終的な目標というのは達成できないんじゃないのかなと。診断やって、地震が来て、みんなつぶれたなんていう話では、何の効果もないわけなもんで、その辺もしっかりと考えていく必要があるというふうには思いますけれども、今、課長、この30万円、下田市ゼロ、一般の世帯ですよ、これについてはどういうふうに思っていますか、厳しいだろうと思っているのか、この程度で十分だろうと思っているのか、その辺ちょっと知りたい。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 伝統芸能継承者育成事業でございますけれども、これは委託ということで、現在、NPO法人下田にぎわい社中を予定しております。

なお、事業期間が、本年の10月から平成24年3月までの6カ月間、その間で3名の芸子見習い希望者を雇用しまして、下田芸子の伝統を引き継ぐというようなことをしていきたいということでございまして、これ、今まで緊急雇用とかいろいろございましたけれども、その中で、今回、地域人材育成事業というのがございまして、基本的にここの財源につきましては、県の補助ということで、予算書の説明の17ページの15款2項4目農林水産業費の補助金のところがあると思いますけれども、こちらのほうの商工費補助金に523万2,000円という形で同額を計上してあるというような事業になっております。



以上です。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） すみません、先ほど答弁漏れがございまして申しわけなかったです。

下田市で耐震の補強工事を行いましたのは5件でございます。今年度1件工事をしておりますので、今年度合わせれば6件になると思います。あと、今後どうなるかちょっとわかりませんけれども。

その中で、費用の負担が大きいのではないかということで、担当課長としてどう考えているんだということなんですけれども、平均的な金額が150万円です。いろいろ制度の中で補助というのが、一般的にあるのが、低いほうで3分の1、2分の1等がいろんな中で事業の補助、各種種類が十分あると思いますけれども、確かに私、担当課長としてのことでありますけれども、それが3分の1まで伸びるのであれば、それは当然改修者にとっては非常に大きな部分ですので、プラスにはなるかと思っておりますけれども、どの額が適当なのかというのはちょっとなかなか、高ければ高いほどよいわけなんですけれども、ただ、いろいろ私単独だけの考えではいきませんので、それぞれ、県のほうにつきましても、先ほど質問の中に増額の要望の話がありましたけれども、正式ではございませんけれども、その辺も議論しているというようなこともちょっとうっすらと聞くこともございますので、また関係者の中でいろいろ議論して、極力改修に進むような努力はしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はありませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 説明資料のほうの13ページにございますが、2300事業、焼却場の管理事務であります。修繕費が600万円、それからごみ焼却施設の清掃委託が252万円の減額となっておりますが、この修繕及び減額について詳しくお尋ねをしたいと思います。

それから、3750事業であります。毎年これが追加で出てくると、こういう港湾事業ではないかと思うわけです。今回もどういう理由でこの補正が出てきているのか。やはり当初予算できっちりできるものはできる、補正を行わなくていいような形がふさわしいと思うわけですが、毎年どういうわけで途中でこの補正が出てくるのか、合わせて175万円ほどでございますが、お尋ねをしたいと思います。

それから、建設課のほうの4570事業、それから4700事業等でございますが、交通安全のこ

の建設工事及び橋梁の維持、この2つですね、内容をお知らせをいただきたいと思います。

それから、なお、14ページの5620事業、住宅改修の支援事業で、忍議員のほうからも質問があったかと思いますが、この耐震診断が90件ほどの追加だと、今回。そうしますと、今までと合わせて耐震診断が、今年度末で終わる件数はどのくらいになるのか。それに対して、目安ですと、実際に補強を受ける住宅は6件程度だと、こういうお話であったかと思うわけですが、やはり、特に旧市内の耐震診断と耐震の工事を進めていくということが防災に強い、災害に強いまちづくりの大きなポイントになるかと思うわけです。

課長の認識ですと、この事業を始めますと、平均で150万程度かかると、しかし実態は、この補助金は30万円、あるいは20万円、20万円足しても50万円程度だと、こういうことであるかと思うんですが、この県の補助金と住宅リフォームの20万円を限度とする市の制度がございますが、これらのものをあわせて使うことができる、こういう体制は組めないのかと。そして、そういう選定をされて診断を受けた人が、なるだけ多くの方々がこの事業に着手できると、そしてそのことで地元の職人さんの仕事が増えると、このような市政運営をしていただきたいと思うわけですが、その点はどうかという点をお尋ねをしたいと思います。

それから、教育委員会のほうの認定こども園の500万円の測量であります。どういう内容の測量をするのか。ただ単に、今のこの形状を測量するだけなのか、それにしては金額が大分多いような気がするんですが、どういう内容の測量をして、その測量結果をどのように利用しようとしているのか、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、子供たちへの派遣費用等々が削減、せっかく予算化されているのに不用だというので、教育委員会関連で、この6010事業でしょうか。

〔「増えている」と呼ぶ者あり〕

7番（沢登英信君） 増えているの。ごめん、勘違いしたのかな。増えている、47万5,000円ね、失礼しました。

とりあえず、以上お尋ねいたします。

議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） まず最初に、環境対策課のほうですが、修繕費600万円の予算につきましては、焼却業務におきまして、焼却から、煙突のほうから水蒸気が出ているんですが、そのすべての温度管理をシーケンス制御器というのが行っております。その制御器は、平成12年度に更新をしましたが、それから10年以上たち、更新の時期を迎えたということとであります。

本来、今現在設置してありますシーケンス制御器につきましては、平成18年度に製造中止ということで、新品を入れかえたいと思っております。

次に、ごみ焼却設備清掃業務委託につきましては、当初予算で672万円いただきましたが、入札が、今年度から市内業者を入れて入札をしました結果、420万円で契約ができましたので、252万円の不用額を今回出しております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 3750事業、漁港管理事業で、工事費、漁港施設維持補修工事ということでございますが、これは内容につきましては、多々戸の海岸がありまして、その一番左側に漁港がございます。そこで防砂堤が、当然砂浜ですので漁港側のほうに砂が入るのを防ぐために、もともと防砂堤がブロックでつくられておりました。それが、多分昨年だということなんですけれども、消波ブロックが高波で一部海に落ちたりとか少し崩れたりということで、防砂堤が非常に不安定になっているということで、消波ブロックを製作し据えつけるということになっております。

一応、今のところ工事概要として考えていますのが、製作と据えつけ、8個程度で何とかおさまるのではないかということで、この金額でお願いする予定でおります。

以上です。

〔「もう一度場所を」と呼ぶ者あり〕

環境対策課長（大川富久君） 吉佐美の多々戸漁港です。漁港から防波堤があって、それからブロックが幾つか置いてあると思うんですが、数十個、そのうちの一部分が飛んでいるということで、それをもう一度改めて作り直して設営するというものです。

以上です。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 交通安全施設の関係でございますけれども、各区より交通安全施設の新たな設置が主ですか、のガードレール反射鏡等が数多く出ています。それらをできる限り要望どおりに満たすように、今回補正をさせていただいております。

それから、2点目の橋りょうでございますけれども、横川の下田から来まして信号がございます、横川の信号を右手におりて千代田屋旅館さんがございますけれども、その前に橋が架かっております。この橋は昭和31年の建設で、下田市内の中でも3番目に古い橋でございます。

橋長も10.5メートルということで、前回行っていました橋りょうの長寿命化計画15メートル以上、その中には入っておりませんでした。たまたま、地域の方々が下からのぞいたときに、桁等が爆裂といいますか、中に鉄筋が入ってしまっていて、さびて、もう露出して、ちょっと状況がひどいということで、このままちょっと放置するのには非常に危険であるということで、今回その橋の修繕を要求させていただきました。

それから、3点目の簡易診断から補強工事への関係なんですけれども、リフォームのほうとうまく組み合わせてやるべきだというお話で、おっしゃるとおりで、我々のほうもそのために産業振興課さんをお願いして、どちらかというところリフォームからの入り口のほうが多いもんですから、そのときに、ぜひ耐震のほうもというお話は進めさせていただいているんですけれども、どうも思うようにはうまく行っておりません。

今回、新たに90件の委託をしますので、担当課長として思うのは、やはりそこに建築士の方がかわってきます。その診断のときに、当然今後のお話もさせていただいています、補強工事の意向についてなんですけれども。そのときにやはり、ちょっと言葉に誤解があるかもしれないけれども、事務的にならずに、できる限りその場が非常に一つの大きな前へ進むチャンスかととらえていますので、できる限り、これから依頼する建築士の方に、その辺を手厚くフォローしていただくようお願いをしようと思っています。

そんなことで、何とか打開を切り抜ける方法を見つけたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 認定こども園にかかります測量の内容ということでございますが、スポーツセンターも含めまして、その両サイドに市有地がございます。これ、3つを合わせますと、約3万3,000平方メートル、広大な敷地になります。その縦断測量、横断測量というものをさせていただきます。その中で、スポーツセンターの左手につきまして施設をつくるわけなんです、その中のどこに施設をどのように配置したらいいのかというようなことも、この後のコンサルとのまた協議になってきますので、縦横断測量に基づいてどのように配置するかというようなことまで、次の委託の中でやりたいというふうに考えております。

スポーツセンターの右手の奥については、NTTドコモのアンテナ塔があるわけなんです、その駐車場をつぶすことになりますので、右奥にそれにかわる駐車場をつくりたいと我々考えておりますもので、その駐車場用地としての測量もするというようなことで考え

ております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） ありがとうございます。

清掃事務所のごみの仕分け設備の清掃業務委託でございますが、見積もりが大変難しいものなのかというような思いがするんですが、420万円だったと、約250万円がオーバーだと。この割合からいくと、ちょっとこんなに難しい見積もりをしなければならんのかなというような疑問がわくんですけども、大変予算を見込み過ぎたと、こういう結果にもなるうかと思うんですが、そこら辺はどういうことだったのか、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、住宅の耐震でありますけれども、90件の追加ということで、主に東西本郷や旧町ではないかと思うんですが、地区的に耐震診断が集中している地区というのはあるのかどうなのか、全般に散っているのかどうなのか、再度お尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） ごみ焼却設備の内部の清掃業務ということで、去年までは県外の業者で入札を実施しておりました。職員の内部の話の中で、市内の業者も参加できるのではないかとということで、市内業者の方に数回、その清掃業務を見ていただきまして、ああ、これならできるという業者を今年度は入れた結果、県外ですと、宿泊費と交通費とその分がかかっていた分が、市内の業者がとったということで減額された金額だと思っております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 簡易診断の関係なんですけれども、過去に平成16年、17年当時に、16年に100件、17年に290件、簡易診断したことがございます。そのときに、旧町内あるいは東西本郷を中心に、まず推進をしました。

今回の1,000件のダイレクトメールにつきましては、今まで診断していただいた方をアウトにして、そのほか無作為で市内全域1,000件選んでおりますので、市内各地区にばらばらに診断をする形になっております。

以上でございます。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

6番。

6番（岸山久志君） 重複するところばかりで申しわけありませんが、もう一度確認したいので、よろしくをお願いします。

先ほど、田坂議員のほうから出ました旧樋村邸の耐震診断の業務ですが、先ほど総務課長が、寄附者の意向も含めてという答弁がありましたが、寄附者は、じゃ、この建物を利用してくれと、そういう意向があって言ったのか、その割には全協で簡単に取り壊す予定だというふうな話は出ていたのに、その辺もちょっとお尋ねいたします。

そして、この220万円を使って耐震をするということは、もっとちゃんとはっきりとした使用目的があって、そして、使用目的の上で耐震診断をすればいいんですが、多分、教育施設、海藻おしぼに使えるとかその程度で、はっきりとした決まりもなく、もし、これが耐震で使えないということになったら、220万円という金が、貴重な税金の一部が消えるわけにありますので、ちゃんとした目的を持って耐震診断をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そして、1450事業、家庭児童相談事業ですが、たしか去年の決算のとき、DVは下田では把握していないとかというような話がありましたので、これ多分DVに関してだと思んですが、市内の状況はどういう状況になっているか、お尋ねいたします。

この消耗品は、DVに対してどのようなものを、10万円ですのであれですけども、使うのかなと思いますので、その辺も含めてお答えをお願いします。

そして、伝統芸能の育成業務なんですけど、これは新規に芸者さんを集めて、それを育成していくということでしょうか。そして、その集った、もし募集なり募集の仕方がありましたら、どのような形で募集するのか。また、これは雇った芸者さんの見習いさんの給料として使う予定なのか、それもお尋ねします。

先日、新聞にも載りましたとおり、白浜の三番叟が人がいなくて今年も見送られたという話もありますので、その白浜の三番叟、その辺も含めてどのように考えているかをお尋ねいたします。

それで結構です。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 樋村邸の関係でございます。

寄附者の意向もあってというようなことでのお話なんですけれども、一つ遺言の内容なんですけれども、前回の全協のときでもお話ししたかと思えますけれども、3,000万円の現金

の関係、それからこの土地・建物の関係で、この中の樋村たみ子が相続した土地・建物一切を下田市教育委員会に寄附し、下田市のほうで歴史的発展に使用していただきたいと、これ遺言の内容でございます。なお、建物は、主人知博が一生かかって築いたものですから、取り壊さず、なるべく末永く使用していただくことを希望しますという遺言の内容がございます。それを踏まえまして、私のほうは、寄附者の意向というような言葉を使わせていただきました。

ただ、この土地・建物について、じゃ、最終的に取り壊してはだめなのかどうなのかというようなことを、その遺言執行者のほうと確認をしたところ、最終的に下田市がどのように活用するのかまでは拘束しないと。壊してもいいし、建物をそのまま利用してもいいし、それは遺言執行者のほうからは、下田市がどのように活用するのかまでは拘束しない、このようなお話をいただいた中で、昭和31年建築、46年増築ということで、当然建物は耐震性がなだらうと、そのような中、取り壊すような発言を2月の全協の場でさせていただきました。

ただ、使用目的の上、耐震をやるべきというようなことですがけれども、例えばの話、建物をそのまま放置しておけばあれなんですけれども、建物を壊すだけでも1,200万円程度の費用がかかるというようなこともご承知おきしていただければというふうに思います。

議長（大黒孝行君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（原 鋪夫君） まず、補正の内容の10万1,000円の補正ということですが、内容としましては、静岡県において児童虐待防止対策の緊急的な強化を図るために児童虐待防止対策緊急強化事業補助金要綱というのが作成されまして、これ、補助率が10分の10ということで、この10万1,000円の増額につきましては、啓発用品を購入ということで、ステッカーとかマグネット、バッジ等を購入する予定の予算でございます。

その後のDVの相談件数とかいう形でございますが、決算の主要の成果のほうに載せてございますけれども、一応、児童虐待、DV相談件数ということで、児童虐待のほうは大体身体的、性的ネグレクトとか心理的なもので、22年度には44件の相談があったと。DVについては配偶者とその他で8件、合計52件の一応相談を受けてございます。ただ、実態ということで、ちょっとデータがありませんが、一応件数としてはそういう状況でございます。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 伝統芸能の関係ですがけれども、新規に雇用するかということですがけれども、これは新規の雇用になります。

雇う方は、基本的にはハローワークのほうに公募して、その来た中から雇用するという形

です。

給与として使いますかということについては、これ、給与もこの中には295万3,000円という給料が入っておりまして、給料のほかに研修に要する費用とか、一部その雇用した方々が使う需用費的なもの、例えば着物のクリーニング代ですとか、そういったものも含まれて、全体で523万2,000円というような金額となっております。

あと、白浜の三番叟のことがありましたけれども、今観光課が利用してやろうとしているものが、緊急雇用の地域人材育成というものになります。

これは、三番叟につきましては、雇用とかなんとかではなくて、祭りのときにそういう祭事として取り扱うものですので、今の観光課が利用しようとしていますこの制度では、ちょっと対象にはならないと考えています。

ですから、伝統文化としてどう取り扱うのかということにはいろいろあると思いますけれども、この制度ではちょっと難しいのではないかと考えております。

議長（大黒孝行君） 6番。

6番（岸山久志君） 樋村邸、当然壊すには費用がかかるのはわかりますけれども、維持していくには維持していく費用もかかるということも考えていただきたいと思います。

そして、ちょっと伝統芸能のことなんですけれども、何かこれは合っているのかどうかかわからないんですけれども、給料が出るということは、ほかのほうからの給料というのはいらないんですか。例えばお座敷行って、そのお金はもらえないとか、そういうところが出てくるのかどうか。ましてチップはもらえないとか、多分公費として給料が出たら、ほかのアルバイトみたいな形は割とできないという話を聞きますので、それに匹敵するかどうかというのがわからないので、その辺も教えていただけたらと思います。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） この制度で、これは結局委託という形で使いますので、公務員とかなんとかという形にはならないと考えています。

したがって、これで給料をもらって研修しているときに、あわせて何かをもらうというのはおかしいことになってしまいますけれども、例えば実習として、この研修以外のところで、夜何らかの形で報酬を得るというようなことについては、特に支障はないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 6番。



6番（岸山久志君） そう、それも聞きたかったんですけども、忘れまして。

NPO法人にぎわい社中に委託したということは、その理由をもしわかりましたらお願いします。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） これは当初いろいろなところで打ち合わせをやっておりまして、なかなか受け手がいなかったというのが現状でございます。

受け手がないんだけれども、ある程度叶屋さんとかは、もうこのままだとなかなか立ち行かないと。その中で、商工会議所等も含めて協議している中で、何とか受け手がにぎわい社中のほうでやってくれるというような形になったというふうに理解しております。

以上でございます。

6番（岸山久志君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 最初に、旧樋村邸の耐震業務委託についてお尋ねするんですが、全協のとき、今の答弁にありましたけれども、解体をしてもいいよという話があると。それから、あの場所ですね。建物に歴史的なもの云々かんぬんはないわけで、海の玄関場所として、あの場所に意味があると。建物は用途目的によって建てられているので、住宅を何に一番活用したらいいかといったら、人が住むのが一番いいんですね。例えば、箱根では関所をつくっているわけ。海の玄関であるそこをやるとしたら、むしろ解体して同じようなものを、かつて過去にはこういうものがありましたよと、そういう目的のもので建てたら生きるんですよ。ところが住宅をどういじくったって、関所にはならないと思います。これ、住宅を関所にするといったら、それは大変だと思いますよ、お金。それなら、いわゆるミニ関所といいますか、そういうかつての歴史をほうふつさせるような建物を建てたほうがはるかに効率、それから歴史的な意味を生かす、予算の使い方にしてもそのほうがはるかに有意義じゃないですか。

こういう議論が庁内の検討委員会でなされたのかどうかということ、そしてまた、今私言いましたこういう生かし方、つまり、副市長が先ほどされた答弁の生かし方で言えば、住宅をそのまま生かす、あるいは住宅を改修して生かすよりは、もろに生かすためのものをつくる方向で考えたほうが、はるかにいいんじゃないか。

それから、解体が1,200万円かかるというお話ですけども、全然心配要らないですよ。次に私が質問しますけれども、この予算は全部で3億6,900万円の予算ですよ。そのうち64%、2億3,500万円は貯金しておるわけで、財政調整基金に積んでおるわけですよ。2億

3,500万円も積むんだから、それは有意義に下田の歴史建造を、それから児童・生徒一人当たり、最低の学習教育費で進んでいく必要はないんじゃないか。

22年度決算において、財政調整基金が6億2,000万円残っている。今回2億3,500万円つけば、財調は9億を超えるんですよ。決算のときの答弁では、たしか財政基礎が六十何億で、3億が最低だというお話だったけれども、3倍もお金がたまってよかったなと思うんだけど、やっぱりお金は有意義に使わなければいけないだろうと。そういう意味で言えば、もしあの場所を生かすとしたら、やっぱり生かすような行き方をしたほうがいいだろうと。

それから、財調は9億もたまったので、これをどう生かしていくのかと。今後3億6,900万円の補正予算のうち2億3,500万円を次に使うために残されたんでしょうから、次、これをどんなふうに使っていくか、そういうような腹積もりというか計画があれば出していただきたいということであります。

それから、観光のほうで、伊豆観光圏情報提供一元化事業補助金700万円、これはどこかの財団から700万円入って、そのままストレートに出ているみたいなんですけど、中身としてはどういう中身になっているのかということと、この伊豆観光圏というのは下田市だけでやっていないんで、伊豆観光圏に入っている、伊東市とか伊豆市なんかも入ったのかな、そういうところで何か連動して組んでいる事業の中から出ているのかどうか、その辺の中身を教えてほしい。

それから、49ページ、道路維持補修で、市道維持補修で1,200万円出ているが、これがどこの場所であるか。

議長（大黒孝行君） すみません、質問者にお諮りいたします。

質疑の途中ですが、ここで休憩してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時29分休憩

午後 3時39分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 樋村邸の関係でございます。

全協のときに解体というようなお話をしたじゃないかと。あそこは建物よりも場所に意味があるんだよと。そういった中で、解体して同じようなものを建てて初めて生きるんだよというようなことで、そういうことを検討委員会で話をされたのか、そういうようなご質問だったかと思います。

この全協のときに、このお話なんですけれども、同じようなものを建てる場合、例えばあそこ御番所跡地でございますので、御番所跡地をもし復元するというようなお話かと思えますけれども、今のところ、あそこの復元の資料がないみたいです。そのような中、かなりあそこに御番所を復元するのは無理なのかなと。また、解体して別のものを例えば建てた場合、この場合は、文化財の保護審議会というのがあります、ここからちょっとクレームがつかせよう、このようなお話をさせてもらっているところです。

ですから、検討委員会を3回ほどやっていますけれども、その利活用についての同じようなものを建てた場合とか、そういうのを検討委員会で話されたのかというのは、一応検討委員会では話をされている。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 財政調整基金の現況ですけれども、この今回の9月補正をした段階で、財調の残高が7億3,000万円です。

伊藤議員が9億というお話ししておりますけれども、当初予算で1億8,000万円取り崩しをしておりますので、約7億3,000万円だということで、それをまずご承知願いたいと思います。

それから、一般質問のときにはお答えしたかと思うんですが、こども園の関係と、それから給食センターの関係で約3億円財調を取り崩す予定であります。庁舎の関係も、基金に6億弱ですか、だからあと1億3,000万円から4,000万円これから積まなければなりません。

そのような状況で、今回全協でもご報告しましたように、5億、それから未収金も想定すると6億円の減収予定です。

それから、今の交付税の関係ですけれども、今後、人口減が速報値で即反映されておりますので、来年も、今年9,000万円ちょっと本来もらえたもの、前の17年の国調の数字であれば九千何ほもらえたのと言いました。来年も同じように一億二、三千万円減る見込みです。

それと、今後、例えば台風、この間南紀のほうで台風ございました。あの程度の雨が降っ

て被害が出ますと、とても一般財源 1 億円では済みません。相当な費用が出ていってしまいますので、とりあえず、財調 7 億 3,000 万円ほど、年度末になると思いますけれども、軽々ととりあえず目先の貯金があるからといってやたらには使えないといったのが状況でございます。

ましてや、例えばインフルエンザがちょっとはやりますと、1 億円どころでは済まないような話になりますので、伊藤議員のポリシーで一般財源からというのがございますので、そういった事態には、どうなるかわかりませんが、そういうことにも対応するためにある程度の貯金はしなきゃならないということで、その辺はご理解願いたいと思います。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 伊豆観光圏のほうの 700 万円の内容でございますが、まずは、この地域連携推進事業の制度について簡単に説明いたしますけれども、まず、複数の市町村が連携しているということが一つの大きな条件になります。

あと、同一のテーマにより地域間が連携するということも、同じようなことですが、同一のテーマを持つということが一つの大きな要因になっております。

あと 1 点が、情報提供及び情報活用をするための情報発信に必要なコンテンツの整備とか、情報通信技術を活用した整備、それらの推進ということで、特に情報の発信強化というようなところの事業が対象となっております。

これは、一事業当たり 800 万円以内ということで、助成対象が市区町村になっておりますので、下田市の商工会議所の会頭がこの会の会長をやっておりますので、下田市が代表して申請して、下田市で受けて、観光圏にそのまま流すというような形になっております。

この内容でございますけれども、まず 1 点目が、先ほど言いましたように、情報発信ということは共同事業ということで対象になりますので、現状を観光圏の中に組み入れている事業の特定財源という形であてがうような形で予算は組み立てて申請してあります。

まず、大きくは、まるごと伊豆周遊の情報提供一元化事業という形のこちらはつくりにして、具体的には、現在あります伊豆観光圏のウェブサイトのイズマルの充実、あと伊豆観光圏域の共通のプラットフォーム、この中では、今回はこの財団のほうのものを使っていますので、財団が準備しておりますふるさとユビキタスというところへの加入というものが条件として 1 つ挙げられておりますので、それに掲載するためのコンテンツの提供ということで、それらを作成して登録していくというようなことが 1 点条件として、これはもうやる事業としてもそうですけれども、条件としても入っております。

あと情報の発信については対象になりますので、伊豆観光圏の共同のチラシですとかパンフレット、ポスターの作成も含まれます。あと、伊豆観光圏としての共同の広報、PR事業も含まれます。あと、モデルコース等を企画造成してやるモニターツアー等の実証実験事業というものも含まれておりまして、これは伊豆観光圏の中でやるものをこの中で財源としてあてがってやっていこうということでございます。

したがって、連動している事業かということに関しましては、これはもう連動している事業ということになります。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 道路維持費の関係でございますけれども、地区要望にこたえる分のメインとしましては、市内全域の舗装を中心に考えております。上下大沢線、吉佐美の阿波船線、白浜の下ノ條線、あるいは北の沢、北湯ヶ野、加増野等の路面舗装がメインです。

それから、下田警察署から要望が出ていますまいまい通りの白線の引き直しも考えております。

さらに、議員の皆様方から多く要望寄せられています宇土金線についても考えております。その他、あと小さい部分もでございますけれども、以上が重立ったものかと思えます。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 樋村邸については、新しいものを作成するのに下田市古文化何やらかにやらという、ごめんなさい、名前を正確に覚えていないんですけども、そこからクレームなりあれが来るよと、そんなこと言って、議会からこれだけクレームが来たって、やっちゃんところだから、やる気があればやれますよ。何が大事かという話なんでね、私がクレーム出したってどんどんやっているじゃないですか、今まで。だから、ここの樋村邸の場所を生かすということで、建物を生かすというのじゃ本来ないんじゃないかと思うんだよね。

そういう意味で言うと、やっぱりしっかりとあそこの場所をどういう形で生かすんだと、そう生かす計画があって初めて、これに建物の耐震をやるなり何をやるという予算のあれが来なければおかしい。順序としては、やっぱり逆なんじゃないか。耐震をやって、やっぱり生かす道がないよということになれば、先ほど6番議員が言ったように220万円をうっちゃりになるわけだ。もちろんこの建物をそのまま生かすということになればこの金は生きるんだけれども、それにしてもやっぱり何に使うんだと、どういう方向でいくんだと、これがまず前提にないとおかしい話だ、こういうふうを考えるが、いかがかと。

財調は、本当に預金は将来考えると大変なんですね。それいつの時代でもずっと大変で、幾らあっても足りないんだ、これ、はっきり言えば。7億でも9億でも10億でも足らないですよ。だから、バランスをどうとるかという話だと思うんだね。そういうふうに言えば、しかも最低の教育費はないだろうということも踏まえて言えば、やっぱり金を生かすような方向でぜひ今後使ってほしいという、これは要望。

それから、もう一つ要望があるんですが、認定こども園の場所、それからごみ収集のこともそうだけれども、やっぱり市にとって非常に大きな問題で、議会としても非常に関心が高い。こういうものはできるだけ全協で一度、こういう方向を考えていると、こういう全協での説明をぜひしていただけるように要望いたします。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 樋村邸の関係でございます。

あそこは建物を生かすのではなくて、計画があって初めて予算計上すべきだと、何が前提にあるのかというようなご質問でございますけれども、先ほどの質問にもちょっとお答えしたかと思えますけれども、とりあえず利活用の今の検討委員会での案の1つが、御番所跡地であることから看板等前面、庭の芝生等の整備、これが1つ。もう一つ、ある研究者から、海辺の自然観察や海藻おしばづくりの拠点としての活用の提案があったというようなことで、今回その活用を実現するための第一段階として、今回の予算を計上させていただいた、そういうことでございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第39号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第40号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第40号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第41号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に

対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 駅前タクシー広場で、タクシーのほうが台数減があったということで107万8,000円出ているんですが、タクシー会社が1社撤退といたしますか、そういう形になったんじゃないかとは推測するんですが、今後、次の契約のときに、あそこに入るタクシーの台数はもう決まっているじゃないですか。それを各タクシー会社で割り振っているんじゃないかと思うんですが、この台数減による減額は、来年度については復元してくるのかどうかお尋ねします。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 来年度に復元するかとのご質問ですけれども、自分の想定の中では、復元はしないであろうかというふうに想定はしております。

以上でございます。

失礼しました。1社、ご存じのとおり7月20日に事業の廃止をしました。そのスペースを残りの3社が占有するかといえば、それは過大な占有になりますので、恐らく占有はしないであろうと。なおかつ、その場所に入ってきていいという車の台数、それも、では残りの3社が今の台数をさらに増やすかといえば、それも想定されないと。そのようなことからでございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第41号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第42号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第42号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第43号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第43号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第44号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第44号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第45号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第45号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第46号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

7番。

7番（沢登英信君） 1点だけお願いをしたいと思います。

下水道の起債の利子の償還事務が614万4,000円、これが減によって一般会計からの繰り入れの6,000万円も減額になると、こういう予算になっていようかと思いますが、この長期利子の減額の実態について、ちょっと質問したいと思います。

議長（大黒孝行君） 上下水道課長。

上下水道課長（藤井睦郎君） ご説明申し上げます。

6,000万円じゃない、600万円の減でございます。

これは、当初償還の見込みを3%の利率でしておりました。これが確定になりまして、事業債で1.8%、平準化債で1.05%、特別措置分で0.95%という、こういう利率が確定いたしましたので、この3%の差し引きの分が611万4,000円ということで減とさせていただいたところでございます。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。



ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第46号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託をさせていただきます。

次に、議第47号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

14番。

14番（大川敏雄君） 1点だけ質問をいたします。

議長（大黒孝行君） ここで時間を延長させていただきます。

14番（大川敏雄君） 下田市のこの23年度の給水収益というのは、3月11日の大震災によって相当影響が出てくるのではなからうかと思えます。

ただ、今回の見直しについては、数字的には出てないんですけども、この辺の展望をひとつお聞かせいただきたいと思えます。

議長（大黒孝行君） 上下水道課長。

上下水道課長（藤井睦郎君） 今こちらでも、一応月別のちょっと状況を把握しているところでございますけれども、現年調定で4月から8月まで大体5カ月経過しておりますが、水道料金のほうで大体2,600万円ぐらいの減になっております、前年対比。これで、大体年間的な部分でとらえて見込みを見ますと、7,000万円前後の減になるかというふうに思います。これ、年間で通すと大体1割ぐらいの減じゃないかというふうな予想もしているところでございます。この辺、またハード面での調整ということも来年度予算には検討していかなければならないし、今年度の方でも状況を見ながら執行しなければいけないところがあるかと思えます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） この水道会計の見直しについては、私個人としては、一応次回の12月議会には、一定のやっぱり精査をして見直すべきではなからうかと思えますが、いかがでしょう。

議長（大黒孝行君） 上下水道課長。

上下水道課長（藤井睦郎君） 先日、決算のときも、ちょっと大川議員のほうからのご指摘

もありました。それで、見直しの委員にも大川議員さんなられておりまして、その中でいろいろ検討もされているところもございます。そういう意味では、先日のそういう状況も踏まえて、全体的な見直しもこれから、耐震とか給水の施設とかいろいろありますけれども、していかなければいけないと思っております。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 今ちょっと水道課長の答弁で、下水道とちょっと間違っただけですが、まあ、とにかく、次回の12月議会にはひとつ精査をして、そして見直して適正な予算書に修正すると、こういうひとつ努力をお願いを申し上げます、終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 23年度の最終当年度純利益が5,200万円ということで出ておるんですが、22年度の当年度純利益が約1億400万円で、当年度利益が半減しておるんですが、その原因はどこにあるのか。

議長（大黒孝行君） 上下水道課長。

上下水道課長（藤井睦郎君） 今回の貸借対照表の件だと思います。利益の件ですけれども、当初の場合はあくまで予算の中でしておりまして、今回決算の認定をいただくわけですが、その決算の確定の数字から、この第2号の補正の数字をとらえて記載しますので、その辺の差が今の金額的な差になってくるといふふうにとらえておりますけれども。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 今回の補正予算額では、営業費用が920万7,000円増なんですね。約900万円の増なんです。だけど私の質問は、22年度の決算における当期利益が1億400万円あったと。しかし、23年度の損益見通しが、当年度利益が5,200万円と、前年度に比べると当期利益が半減しておると、5,000万円減っていると。それはいかなる理由によって減ったのか、あるいは減るといふ推測をしたのかと。

議長（大黒孝行君） 上下水道課長。

上下水道課長（藤井睦郎君） この結果として、22年度の確定では、この利益剰余金、これが記載になってないと思うんです。記載されてませんね、ちょっと見ていただくと。22年の確定の貸借対照表を見ますと、記載がありませんね。これが、この23年のこの次のページの利益剰余金見ていただきますと……

〔「利益剰余金の内訳で、こういった利益剰余金と当年度純利益があっ

て、それを……」と呼ぶ者あり]

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

暫時休憩させていただきます。

午後 4時 4分休憩

午後 4時29分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（藤井睦郎君） 貴重な時間をいただいて、申しわけございませんでした。

今、伊藤議員のご質問の件でございますけれども、この補正予算書の中に、貸借対照表のこの当年度純利益5,233万6,000円という記載がございます。

そしてまた戻っていただいて、10ページ、11ページの確定の貸借対照表の当年度純利益には1億396万円という記載がございまして、この差額がどういう原因なのかというご質問でございました。

これ差し引きしますと、4,137万6,000円という数字になるわけでございますが、これは先日も決算認定を一応審議をさせていただいておりますが、その結果として、22年の予算と不用額とか、また収入の増減とか、いろんな形で出た結果の1億396万円でございます。

それで、この13ページの予定貸借対照表は、あくまで予算の中の予定でございまして、この比較をする場合は、当年度の当初予算の6,112万円という予算になっておりますが、この差し引きが今回のいろんな補正にかかわる、3,800万何がしになりますけれども、ということになりまして、この23年の予算も決算になりますと、今回22年の確定をするべく貸借対照表のこの差に近いような数字になろうかと思っております。そういうような形でちょっとご説明申し上げたいと思っております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 役所の予算が前年度の予算書をベースに予算をつくっていくから、たしか22年度の予算も利益が5,000万円、6,000万円なんですよ。民間感覚で言うと、実績をベースにつくるんですよ。だから、実績で1億円の利益が出たら、売り上げ2,000万円増になっている、売り上げ2,000万円増になっているのに利益が半減するなんてことはあり得ない

ので、だから、多分、23年度の決算やれば、今度は5,000万円なんて数字にはならないと思うんですよ。予算をつくるときに、決算の数字をベースに考えて、売り上げに対して経費が大体何%ぐらいだと、固定費が何%で、売り上げが何%ぐらいアップしたなら、変動費のほうは何%ぐらいアップするよと、こういうことで決算実績をベースに予算をつくれれば、予算と決算書が大きく狂うことはないんです。だけど、前年度の予算書と対比してつくるから実績に比べて利益が半減するようなことになるんですね。だから、来年度、24年度の予算書をつくるときには、22年度の実績なり、23年度の実績見込みをベースに予算をつくらないと、予算の精度が上がらないと。このことを要望して終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第47号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託をいたします。

議長（大黒孝行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会をします。

明日21日から29日まで決算審査特別委員会の審査を、30日及び10月3日に各常任委員会の審査をお願いします。10月4日は本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、23日、24日、25日、10月1日、2日は休会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 4時34分散会